

平成 30 年度版

秩父市の環境

秩父市環境行政 平成 29 年度事業実績
及び 主要事業の概要



秩父市イメージキャラクター
ポテくん

秩父市 環境部

目次

1	はじめに	…1
---	------	----

2	環境行政機構図	…2
---	---------	----

3	秩父市環境行政 主要事業の概要	…3
---	-----------------	----

(1)	環境立市推進課の事務・事業	3
-----	---------------	---

- ①環境活動推進事業
- ②地球温暖化対策推進事業
- ③再生可能エネルギー推進事業

(2)	生活衛生課の事務・事業	13
-----	-------------	----

- ①廃棄物処理適正化推進事業
- ②し尿処理事業
- ③自然保護事業
- ④生活環境対策事業

(3)	森づくり課の事務・事業	19
-----	-------------	----

- ①市営林造林管理事業
- ②森づくり事業
- ③木材活用推進事業

4	資料編	… 26
---	-----	------

(1)	ごみ処理関係データ	26
-----	-----------	----

(2)	し尿処理関係データ	30
-----	-----------	----

(3)	公害関係データ	32
-----	---------	----

- ①公害苦情データ 32
- ②大気関係データ 34
- ③騒音関係データ 39
- ④水質関係データ 48

1 はじめに

埼玉県北西部に位置する秩父市は関東山地の東側にあり、周囲に山岳丘陵をめぐらして盆地を形成しています。面積は577.83 km²で埼玉県の約15%を占めています。山地が多いため、市域の87%は森林でその面積は埼玉県の森林の約40%を占め、市域のほとんどが国立公園や県立自然公園の区域に指定され、自然環境に恵まれた地域です。

秩父市はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら、大きな社会経済の発展を実現させてきました。

急激に発展した高度経済成長期には、大気汚染や水質汚濁などにより環境への負荷が生じたこともありましたが、昭和45年に秩父市公害対策審議会を設置するなど、官民一体となった取り組みにより、現在はそれらの問題を解消し、暮らしやすい生活環境を達成しています。

一方、近年は廃棄物の不適正処理、騒音や悪臭といった都市生活型公害、外来生物による生態系への影響など新たな形での身近な環境問題が増えています。

さらに世界に目を向けると、温室効果ガスによる地球温暖化、PM2.5等による大気汚染、乱開発による自然環境の破壊など環境問題は地球規模で進行しています。

この状況を受け、秩父市では前述の公害対策審議会を平成12年に「環境審議会」に改め、平成18年には「秩父市環境基本条例」を制定、平成24年には定住自立圏を形成する1市4町で「ちちぶ環境基本計画」を策定するなど、包括的に環境問題に対応できる体制を整え、環境行政を推進しています。

近年の複雑かつ多様化する環境問題を解決するためのキーワードの一つとして、環境への負荷の少ない「持続可能な循環型社会の構築」が挙げられます。

循環型社会を構築するためには、自然環境との共生、調和のとれた経済活動を行うことに加え、化石燃料によらない新たな再生可能エネルギーの活用を検討し、エネルギーの地産地消を進める必要があります。

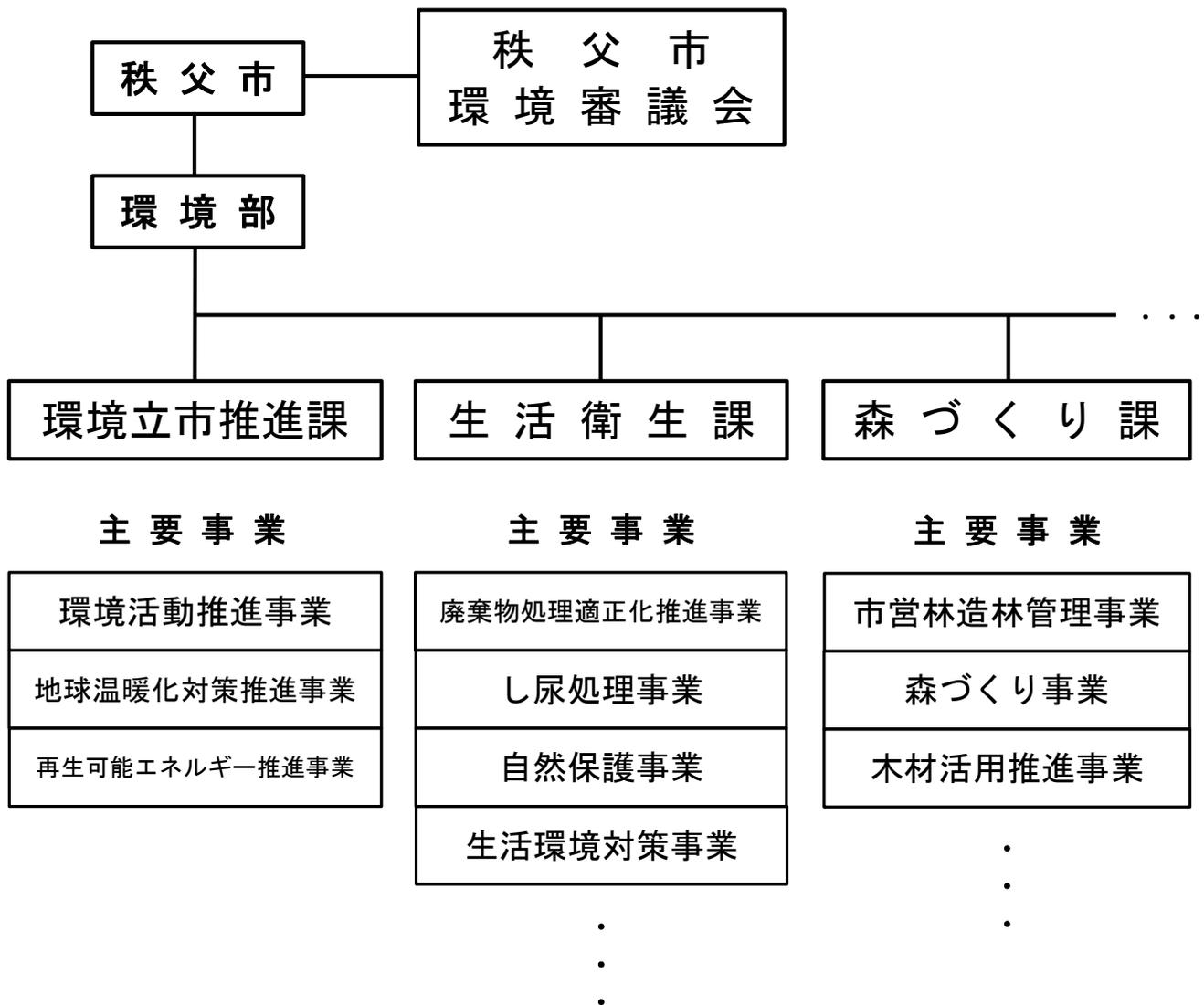
さらには、一人ひとりが省資源・省エネルギー型の生活を意識・実践するほか、自然環境の保全・再生活動を行うなど、市民・事業者・団体・学校・行政が各々の立場で身の回りの環境を守る活動に取り組むことはもちろん、協力体制を築き、お互いを補完しながら一体となって活動することでより効果を上げることができます。

これらの活動を推進するにあたり、市の環境行政の現状と環境保全に関する施策の実施状況等を共有することでより効果を高めたいと考え、この度、秩父市環境基本条例第8条に基づき、本冊子「秩父市の環境」を取りまとめました。

多くの皆様にご覧いただき、環境保全・持続可能な循環型社会の構築への取り組み等にご活用いただければ幸いです。

2 環境行政機構図

環境行政機構図



3 秩父市環境行政 主要事業の概要

(1) 環境立市推進課の事務・事業

①環境活動推進事業

・秩父市環境審議会

秩父市環境審議会は、環境基本法第44条及び秩父市環境基本条例に基づき設置された機関で、市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項を調査・審議します。委員は民間諸団体・有識者から市長が委嘱しています。

本審議会は、昭和44年度制定の旧秩父市公害対策審議会条例に基づき設置された秩父市公害対策審議会を前身としており、平成12年度に秩父市環境保全条例が制定されたことに伴い、秩父市環境審議会に名称を改めました。

平成29年度の審議会においては、審議会委員に対し、市から環境行政に関する諸報告を行いました。

・環境学習推進事業

近年、国内外において環境問題や環境保全に対する意識が社会的に高まっています。

このような社会を生きていく上では、環境に関する知識や関心が必要不可欠です。特にこれから地球の未来を担う世代の子どもたちにとっては、早期にそれらの知識や関心を持つことが大切です。

現状、小中学校では社会や理科などの科目の一部で地球温暖化や環境保全等の環境に関する内容を授業で取り扱っていますが、それらの内容を踏まえた新たな試みとして、教科の枠にとらわれずに、総合的な視点から環境について学ぶことができる「環境教育プログラム」を作成し、市職員等が学校に出向いて授業を実施します。

このプログラム（授業）を、義務教育期間中に内容をステップアップしながら受けることができるよう体系化し、市内の児童生徒に環境についてより深い知識・関心を持ってもらい、環境問題等について自ら考え、行動するきっかけとしてもらいます。

教育委員会と連携しながら平成30年度中にプログラムを作成し、まずは小学校中学年・高学年での出前授業の実施を目指します。



平成29年度に実施した環境学習授業の様子（尾田蒔小学校6年生）

・花いっぱい運動

花いっぱい運動とは、景観美化及びコミュニティ活動の活性化を目的とし、秩父市内の各町会の協力のもと、街中をたくさんの花で彩る運動です。市は、市内 53 町会で組織する「花いっぱい推進協議会」と連携して事業を進め、潤いと活気のある、訪れたいくなる街づくりを目指しています。

平成 29 年度はマリーゴールド花苗 17,856 株(46 町会分)、パンジー花苗 11,000 株(44 町会分)、花、土、プランター、町会名を表示する当事業オリジナルデザインの看板を各町会に配付しました。各町会が作成した植栽計画に基づき、多くの人の目につく地点を重点的に花で飾りました。また、協議会では、特に積極的に活動した町会に対して表彰を行いました。

協議会と連携しながら町会への花苗の配付を実施するとともに、この運動をより効果的に実施するため、平成 30 年度は、活動に積極的な町会を手厚く支援するための有効な手法を検討し、実施する予定です。



植栽中の様子



植栽地点

・秩父市環境市民会議運営サポート

秩父市環境市民会議は平成 22 年に設立され、市民、市民団体、学校、事業者、行政機関等が協働・交流を図りながら、必要に応じて秩父の自然環境の保全や地球温暖化防止対策に資する取組を实践・実行し、秩父の豊かな自然環境と共生した持続可能な低炭素型の循環型社会「環境立市ちちぶ」の実現に資することを目的に活動しています。

秩父市は、市民会議が実施する事業が円滑に実施されるよう事務的なサポート・各種調整を行っています。

平成 29 年度は、市民会議で「秩父の水・川」をテーマとした環境学セミナー(全 6 回)・施設見学会・写真展等を実施したほか、特定外来生物であるオオキンケイギクの除草作業・企業の環境への取組発表会・児童生徒の環境に関する研究発表会等を開催しました。

引き続き、市民会議の活動が「環境立市ちちぶ」の実現に資するよう、連携を図りながら運営をサポートします。



環境学セミナー



オオキンケイギク除草作業

・ 吉田元気村利用促進

吉田元気村には、木材チップを燃焼させて発電を行う「ちちぶバイオマス元気村発電所」、地域の家庭から出る使用済みてんぷら油を原料としてバイオディーゼル燃料を製造する「てんぷら油リサイクル工場」、そして体育館屋根上に太陽光発電設備が設置されています。

発電所の運転開始以降、本施設はこれらの設備を活用した環境学習施設として、秩父市内外の個人・学校・企業・その他団体等の視察見学を受け入れ、エネルギーの地産地消、地球温暖化、環境・森林保全をテーマとした環境学習事業を実施してきました。

発電所は平成26年以降運転を停止していますが、現在も毎年一定数の見学者が訪れています。

今後、本施設を環境学習施設としてより一層充実させ、これからの地球環境のために、多くの人の環境に対する関心や問題意識を高められるよう取り組んでいきます。



ちちぶバイオマス元気村発電所



てんぷら油リサイクル工場

②地球温暖化対策推進事業

・地球温暖化対策普及啓発

日本は2015年（平成27年）に国連へ提出した『日本の約束草案』において、「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年（平成25年）度比で26%削減」という目標を掲げ、国を挙げて温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

この目標を達成するために、家庭部門（※）においては2013年度比で39%削減する必要があり、環境省では省エネ・低炭素型の製品への買替・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組、国民運動「COOL CHOICE」を展開しています。

秩父市もこの取組に賛同しており、家庭の省エネを推進して家庭部門の温室効果ガス排出量を削減するため、市報・ホームページ等による省エネに関する情報発信、生活の中で環境に優しい行動を実践する「エコライフデイ」の取組等を行っています。

平成29年度には、小学生以下の児童とその家族を対象とした温暖化対策啓発・体験型イベント「それいけ！クールチョイス大作戦 ～ちきゅうをすくうのは きみたちだ～」を開催し、多くの市民に対し温暖化対策の啓発を行いました。

目標を達成するためには家庭における削減への取組を促進することが重要であるため、引き続き、普及・啓発活動を積極的に展開していきます。

※ 自家用自動車等の運輸関係を除く家庭のエネルギー消費分。なおその他の部門として産業部門、業務その他部門、運輸部門等がある。

図 『日本の約束草案』における温室効果ガス排出量削減目標26%のうちエネルギー起源CO₂に係る排出量削減目安（2013年度比25%減）

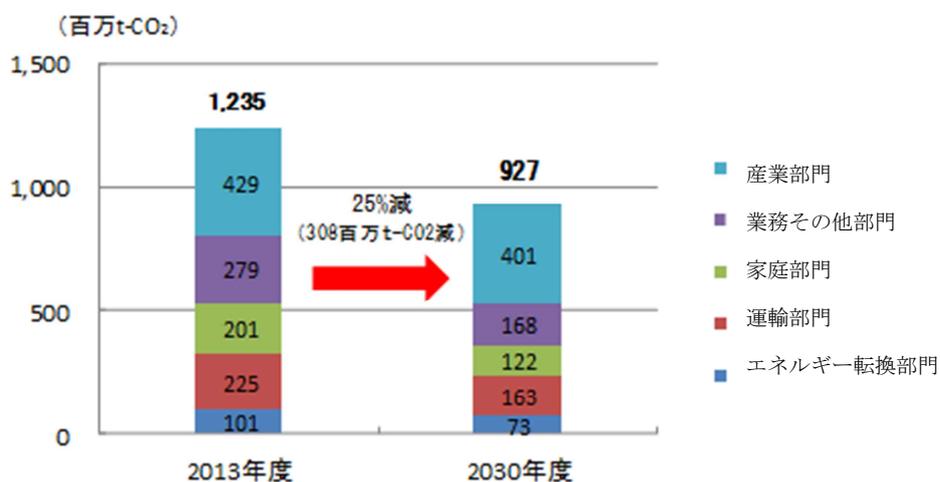
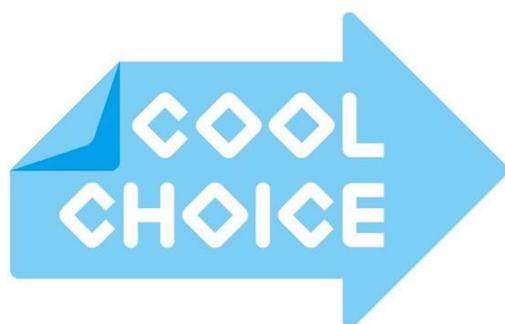


表 【参考】『日本の約束草案』2030年度の温室効果ガス排出量の目安（2013年度比26%減）

部 門	2013年度実績	2030年度排出量の目安
エネルギー起源CO ₂	1,235	927
非エネルギー起源CO ₂	75.9	70.8
メタン(CH ₄)	36.0	31.6
一酸化二窒素(N ₂ O)	22.5	21.1
HFC等4ガス	38.6	28.9
温室効果ガス吸収源	—	-37.0
合 計	1,408	1,042.4

[単位：百万t-CO₂]



COOL CHOICE ロゴマーク



啓発イベント

・次世代自動車推進事業

地球温暖化や大気汚染防止の観点から、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車（Electric Vehicle=EV）の普及促進につながる取組を行っています。

現在、環境先進国である欧州のいくつかの国では、ガソリン車・ディーゼル車の販売を将来的に禁止する方針を明らかにしており、海外の自動車メーカーはEVの開発・市場投入を進めています。日本においてもEVの普及が少しずつ進んでおり、ガソリン車からEVへのシフトはこれからますます進んでいくものと予想されます。

EVの普及にはその性能の向上・コストダウンもさることながら、社会インフラとしての

EV 用充電器ネットワークを拡充し、EV の利用環境を整備することが必要不可欠となっています。

そのため秩父市では、積極的に補助金を活用し、公共施設等において EV 用急速充電器（※1）を整備しています。市の公共施設・道の駅等については、秩父地場産センター・道の駅ちちぶ・道の駅龍勢会館・道の駅大滝温泉に EV 用急速充電器を設置しました。今後も国・県等の補助金を活用しながら継続して充電器の新規設置を進めます。

また同時に、イベント等において EV 車両自体の PR を実施していくことにより、総合的に EV の普及促進を図ります。

※1 EV のバッテリーを 30 分程度で約 80%まで充電する充電設備。

表 市内公共施設・道の駅等 EV 用充電器設置状況

	地場産 センター	道の駅 ちちぶ	道の駅 龍勢会館	道の駅 あらかわ	道の駅 大滝温泉
急速充電器	○	○	○	×	○
普通充電器(※2)	×	×	○	○	○

※2 EV のバッテリーを 5~8 時間で満充電する充電設備（200V の場合）。



急速充電中の電気自動車



道の駅 急速充電器

・ 公共施設省 CO₂ 化

現在、地球温暖化が急速に進み、世界中でその弊害が起こっています。

地球温暖化対策のためには、原因となる温室効果ガスを削減する必要があり、とりわけ二酸化炭素排出量を削減しなければなりません。

2015 年（平成 27 年）に国連に提出された『日本の約束草案』では、2030 年における日本国内の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 26%削減することを目標に掲げ、中でも市の業務が該当する「業務その他部門」は削減目標を 40%に設定されています。

秩父市ではこれまでの日常業務の改善を主とした取組により、2016年度（平成28年度）までに25%以上を削減していますが、目標を達成するためにはこれまで以上に各種の施策・取組を講じる必要があるため、2017年度（平成29年度）に「秩父市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〈第4次計画〉」を新たに策定しました。

本計画では目標達成のためには公共施設の省CO₂化改修が必要と位置付け、付属計画として「秩父市公共施設省CO₂化計画（全体編）」と「秩父市公共施設省CO₂化計画（重点対策施設編）」を併せて策定しました。これらの計画に基づき、計画的に公共施設の省CO₂化を進めていきます。

平成30年度は、現状で特にCO₂排出量が多く、改修することで高い排出削減効果が見込めるもののぼのマイタウン、文化体育センター、吉田元気村の3施設の設備改修をリース方式を活用して実施します。

・省エネ家電買い替え助成金交付事業

家庭部門での温室効果ガス排出量削減を図るため、秩父市では、平成29年度から「秩父市省エネ家電買い替え助成金」の交付を実施しています。

本助成金は、家庭で使用している冷蔵庫をリサイクル処理し、高い省エネ性能（※）を有する冷蔵庫を新たに購入した市民に対し助成金を交付するものです。

冷蔵庫を最新式のものに買い替えて、冷蔵庫の消費電力を小さくすることにより、手軽かつ確実に家庭における省エネ・温室効果ガス排出量削減を実現することができます。

この助成金に対する市民のニーズは高く、平成29年度は、予定件数を大きく超える申請がありました。そのほとんどが10年以上使用している製品からの買い替えであり、技術革新により最新式の製品の省エネ性能は大幅に向上しているので、買い替えによる削減効果は大きいものとなっています。

平成30年度も引き続き、冷蔵庫買い替えに対する助成を実施するとともに、常に市民のニーズや家電性能の変化を把握し、この助成金がより効果を上げられるよう努めます。

※ 統一省エネルギーラベル（家電製品の省エネ性能の高さを示す基準）4つ星または5つ星

2018年度版
この商品の
省エネ性能は？

省エネ基準達成率
100%未満

100%以上

省エネ基準達成率	年間消費電力量
100%	300 kWh/年

目標年度2021年度
（メーカー名） | （機種名）

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
8,100 円

目安電気料金は使用条件や電力会社等により異なります。使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

統一省エネルギーラベル

③再生可能エネルギー推進事業

・ 廃食油再生事業

秩父市では平成 19 年度から、家庭や学校給食調理場から回収した使用済みてんぷら油(廃食油)を原料としたバイオディーゼル燃料(BDF)の製造を行っています。

BDFを使用する利点は、廃食油を再生利用した燃料であるため、その製造・使用が水質の保全や廃棄物の削減、そして資源循環型社会の実現につながることです。そして現在、BDFは軽油の代替燃料として様々な用途に利用されています。

秩父市では、BDFは主に一部の公用車の燃料として使用しています。平成 29 年度末現在で BDF を燃料とする公用車の合計累積走行距離は 605,452km になりました。これは地球約 15 周分もの距離に相当します。また、牽引式発電機は野外イベントにおける電化製品の使用、観光スポット(氷柱)のライトアップの電力等に利用されています。

平成 25 年度からはちちぶ定住自立圏事業として、市内だけでなく横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の家庭から排出された廃食油の引き取りを実施しており、平成 29 年度中の廃食油回収量は 16,820L になりました。

廃食油は、市民の協力のもとに集められた地域資源です。より有効に活用するため、これからも BDF の用途拡大に取り組んでいきます。



牽引式 BDF 発電機

・ 新電力事業

農作物等と同様に、電力も地域で作られたものを地域で消費すること(「地産地消」と言います。)は非常に効率的であり、ロスも少なく、環境に優しい取組です。

このため秩父市では、これまで「電力の地産地消」に取り組んできましたが、平成 27 年 10 月より、秩父市内が電力会社による「系統連系制約エリア」に指定され、市内で発電した 50kW 以上の電力は電力会社の電線を使用して電力を送ることが不可能となり、新たに電力を「地産」しても「地消」することが困難となりました。

一方、市内には民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電施設が他地域よりも多く存在し、各事業者はその電力を電力会社に売電しています。

しかし、これら売電された電力はそのほとんどが市内で使われることなく、他地域で使われています。

また、市内に電力会社がない現状においては、市内の事業者・一般家庭が支払う電気料金として、年間数十億円が市外に流出しています。

こうした中、平成 28 年 4 月の電力小売自由化により、小売電気事業者登録を行うことで今まで一般電気事業者しかできなかった電力供給事業に他の事業者が参入できるようになりました。

今年度、秩父市ではこの制度を活用し、地域で発電された電力を仕入れて地域に卸すことをコンセプトとした「地域新電力会社」を設立しました。

そして、平成 31 年度からの市公共施設への電力供給を皮切りに、段階的に事業所・一般家庭へ電力を供給し、「地域の再生可能エネルギーの地産地消」と、電気料金として地域外に流出していた資本をできる限り地域内に留め、地域内で循環させることによる「地域経済の活性化」の実現を目指します。

さらに、地域新電力会社の利益は地域課題解決のために活用し、新しい事業展開等を実施することにより、地域の雇用創出を図ります。



秩父新電力

地域新電力会社ロゴマーク

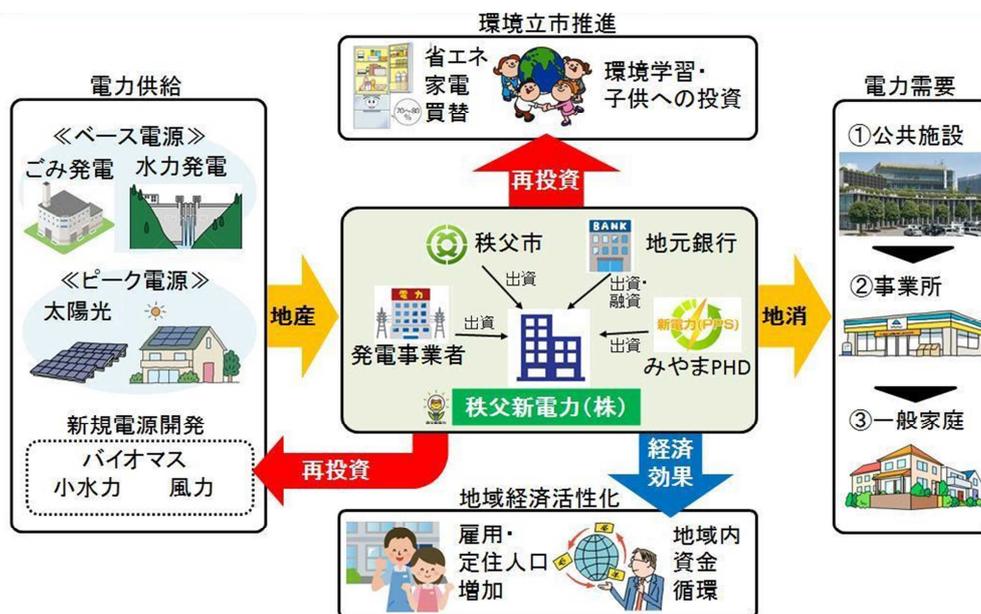


図 新電力会社事業イメージ

・ 発電施設適正導入推進事業

太陽光発電事業について、発電設備の設置を直接規制する法令等が存在しないため、一部の太陽光発電施設ではあるものの、それらが近隣住民の生活に不安を与えている事例が全国で発生しています。そこで市は、埼玉県内の自治体としては初となる太陽光発電事業に関するガイドライン及び要綱を平成 28 年度に策定しました。これにより、市内において太陽光発電事業実施者が太陽光発電設備の設置・運用等を行う際に配慮すべきことを明らかにし、地域住民の理解を得た、地域の環境や景観等に調和した事業の適正実施に努めるよう事業者に求めています。

・ 太陽光発電設備設置費交付事業

市民向けの太陽光発電関連施策として、一般家庭等への太陽光発電設備の普及を促進するため、太陽光発電設備を建物に設置する市民に対して補助金交付事業を実施しました。平成 24 年度から平成 29 年度まで交付を実施し、平成 29 年度は 19 件の補助金を交付しました。

(2) 生活衛生課の事務・事業

① 廃棄物処理適正化推進事業

・ ごみ収集、処理事業

秩父市では、地方自治法に基づく特別地方公共団体である秩父広域市町村圏組合がごみの収集及び処理に関する業務を行っています。当市ではステーション方式によって可燃ごみ、不燃ごみ、廃蛍光管・電球、廃乾電池・ライターの4分別収集のほか、紙・布類、カン・ビン類、ペットボトル（平成18年4月から開始）の資源ごみの収集を行っており、平成26年4月からは、一般家庭から排出される使用済小型電子機器及び廃蛍光管40W直管が収集品目に追加されました。粗大ごみについては許可業者による収集を行っています。

可燃ごみについては秩父クリーンセンターで焼却処分し、不燃ごみについては秩父環境衛生センターにあるリサイクルセンターにて破袋、分別し、可燃ごみ、資源ごみの抽出処理を行った後、不燃残渣を埋め立て処分しています。資源ごみについては分別したのちに資源化売却という形をとっており、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電（家電リサイクル法対象4品目以外）など処理が困難であるものに関しては処理を委託しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ

表1-1 過去5年間における旧市町村区域別ごみの排出量経過

図1-1 平成29年度秩父市におけるごみ処理フローチャート

図1-2 過去5年間における年間ごみ総排出量及び1日1人当たり排出量の推移

・ ごみの不法投棄対策事業

近年、消費型社会の副産物とも言えるごみの不法投棄は深刻な社会問題となっています。ごみの不法投棄は近隣の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、特に秩父市では山林への不法投棄のために周辺の自然環境に影響が出ることも危惧されており、不法投棄禁止の働きかけや、早急な発見、回収が必須となっています。

そこで秩父市では、山林、河川及び道路等におけるごみの不法投棄を防止するため、公益社団法人秩父市シルバー人材センターに委託し、市内を巡視するとともに、不法投棄されたごみの回収を実施しています。

また、秩父市では不法投棄現場に看板を設置し、パンフレットを配布する等して啓発活動を行い、看板等は市役所、各総合支所で無料配付しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ

表1-2 平成29年度月別不法投棄ごみ搬入量詳細

表1-3 平成29年度不法投棄家電リサイクル法対象品搬入量

図1-3 平成29年度月別不法投棄ごみ搬入量



・有価物回収事業、報償金・助成金交付事業

秩父市では、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに資源の有効利用を図るため、有価物回収事業及び、町会資源ごみ収集報償事業を実施しています。

有価物回収事業では、市、地域住民団体及び関連業者が一体となって有価物回収事業を実施し、回収した廃品(新聞紙やダンボール、カン・ビン)1kgにつき、地域住民団体には7円の報償金(平成30年度前期から5円)、業者協力団体には1円の助成金を交付しています。また、町会資源ごみ収集報償事業では、収集した資源ごみ1kgにつき1円、ペットボトルについては1kgにつき10円の報償金を各町会に交付しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ

表1-4 平成29年度資源回収支援事業実績

②し尿処理事業

現在の秩父市のうち旧秩父市、旧大滝村、旧荒川村のし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、昭和45年から秩父市、横瀬町、大滝村、荒川村の4市町村で構成される一部事務組合である秩父衛生組合が行ってきました。その後、市町村合併に伴って平成17年3月31日に秩父衛生組合が解散したことを受け、平成17年度より秩父市が事務を行うこととなりました。また、旧吉田町におけるし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、小鹿野町、吉田町、両神村の3町村で構成される西秩父衛生組合によって行われてきましたが、平成17年10月の小鹿野町、両神村の合併の折に解散し、小鹿野町へ事務が移行しました。その後、平成21年度には小鹿野町への業務委託を廃止し、秩父市が事務を行うこととなりました。現在し尿収集、運搬は業者3社への委託によって行われており、旧秩父市内、旧大滝村及び旧荒川村、旧吉田町の3つの区域に分けて収集、運搬を行っています。委託業者3社によって収集、運搬されたし尿は清流園に搬入され、高度処理が施された安定かつ良質な処理水を荒川に放流しています。浄化槽汚泥についても、浄化槽清掃許可業者7社によって同施設に搬入し処理されています。

資料編 (2) し尿処理関係データ

図2-1 過去30年間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量

③自然保護事業

・自然公園

秩父市には秩父多摩甲斐国立公園、県立武甲自然公園、県立長瀬玉淀自然公園、県立西秩父自然公園があり、県立長瀬玉淀自然公園の特別地域については風致維持に努めるため、埼玉県から保護管理を受託しています。平成29年度は年間16回のパトロールを行いました。

・オオキンケイギク

ちちぶ定住自立圏の枠組みで毎年春から夏にかけて、在来種や生態系を守るために、特定外来生物（オオキンケイギク）の繁殖を防止するための啓発チラシの回覧とNPO等によるオオキンケイギク引き抜き作業の支援を行っています。



オオキンケイギク

外来植物
オオキンケイギクの
除草に
ご協力ください

5月から7月にかけて見かけるこの花、「オオキンケイギク」は、日本に昔から存在する植物を駆逐して繁殖する等、生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある植物として、特定外来生物に指定されています。特定外来生物に指定されたものは、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが禁止されています。

ご自宅の庭や畑など、管理されている敷地に生えている場合は**除草していただくようお願い**します。(他人の敷地には、無断で侵入しないでください。)

処理方法
根から引き抜き、種が飛ばないよう、連やかにビニール袋等に入れて密閉(できれば結死させ)し、燃えるごみとして処分してください。

オオキンケイギクの特徴

- 開花期5~7月
- 高さ 30~70cm
- 葉の両面に粗い毛がある
- 黄褐色(赤みがかった黄色)の頭状花で、直径5~7cm
- 多年生草本

各市町の担当窓口 秩父市役所生活衛生課 ☎25-5202 葛野町役場町民生課 ☎62-1232 小栗野町役場民生課 ☎75-4170
横瀬町役場環境課 ☎25-0114 長瀬町役場町民課 ☎66-3111

オオキンケイギク防除普及啓発チラシ

④生活環境対策事業

・公害苦情処理業務

秩父市では、市民の生活環境を保全するため、大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などの相談に関し、法律及び条例に基づき、公害苦情処理業務を実施しています。

環境啓発が一定の効果を受け苦情件数はほぼ横ばいとなっています。ただし、匿名による苦情件数は全体の5割を超え増加傾向にあり、近隣トラブルが原因と思われる解決に至らない苦情も増加しています。近隣問題をめぐる苦情は、法的規制に馴染まないものが多く、その解決のためには、当事者間同士の十分な理解を得るため、事案に則した機動的かつ柔軟な対応を行っていく必要があります。

平成29年度の公害苦情件数は52件で、昨年度より7件少ない結果となりました。公害の種類別苦情受理件数は、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち大気汚染が19件、次に騒音3件、悪臭2件となっており、その他の公害については28件でした。

また、秩父市における公害苦情は、市民生活に密着した多種多様な内容となっており、今後の環境行政には、関係法令に基づく適切な処理を行うことはもとより、地域社会の望ましい姿について正しい認識を基本に、幅広い見地から対応できる姿勢が求められます。

資料編 (3) 公害関係データ ①公害苦情データ

・公害測定分析事業

秩父市では大気、騒音、水質等の公害分析測定を実施し、公害発生の防止と発生者に状況を周知し指導を行っています。また、長年にわたり保管した測定結果は経年変化として統計的な重要資料となっており、環境保全を図る上でも重要になります。

なお、長年にわたる対策の成果から、大気等測定結果は測定値が安定し、環境に与える影響が少ないと判断できることから、平成30年度から測定を休止することとしました。

資料編 (3) 公害関係データ ②大気関係データ～④水質関係データ



ハイポリウムエアサンプラー 設置状況



酸性雨採取器 設置状況



騒音計

・公害防止啓発事務事業

市報、ホームページによる環境情報の発信並びに環境データ分析による経年変化を「秩父市の環境」に掲載するなどして公害防止への理解と環境啓発・思想の普及を図っており、光化学スモッグ、放射線、微小粒子状物質 PM2.5 についても情報を掲載し周知を行っています。

平成 29 年度は、秩父市における光化学スモッグ注意報発令日数は 3 日で、前年度に比べ 3 日の増加となりましたが、健康被害の届出はありませんでした。放射線、PM2.5 については基準値を超過した日はありませんでした。

また、公害関係法令及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、各種届出のうち、県から事務委任されている騒音関係の届出について受付事務処理を行っています。(吉田地区、大滝地区、荒川地区、浦山地区、大田地区、定峰地区の特定施設工場、建設現場は除く。)

資料編 (3) 公害関係データ ②大気関係データ

図 3 ②-2 オキシダント基準観測局と光化学スモッグ注意報発令地区区分



図 光化学スモッグの仕組み

表 平成 29 年度騒音関係届出書の受理状況

種 類	区 分	
	法 令	県 条 例
設置の届出（新設）	2	-
使用の届出（既設）	-	-
施設の種類ごとの数変更届出書	2	-
騒音の防止の方法変更届出書	2	-
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	-	-
施設使用全廃届出書	-	-
承継届出書	-	-
特定建設作業実施届出書	6	-
公害防止組織関係届出書	-	2
その他	-	-

・ 焼却炉無料回収事業

ダイオキシンの発生を抑止するとともに適正なごみ処理を行ってもらうため、適確外の簡易焼却炉使用禁止の周知及び無料回収を実施しています。市報による焼却炉無料回収の周知を毎年行いながら回収を実施してきたことにより、焼却炉でのごみ焼却苦情は減少傾向にあります。

平成 29 年度は 9 件申請があり、ブロック焼却炉 8 台、金属製焼却炉 3 台を回収しました。また、各総合支所管内の焼却炉回収は増加傾向にあります。



(3) 森づくり課の事務・事業

①市営林造林管理事業

・市営林保育事業

秩父市には2,998haの直営林と570haの分収林、併せて3,568haの市有林があります。この直営林のうちスギ、ヒノキなどの人工林が1,069haあり、市営林保育事業では、主に直営林の針葉樹人工林の手入れを行っています。

平成29年度は、次の表のとおり森林整備を実施しました。

表 平成29年度市営林保育事業

場所	整備内容	面積 (ha)、延長 (m)
高篠地区	搬出間伐、作業道開設	10.51ha、2,517m
〃	切捨間伐	1.10ha
栃本地区	搬出間伐、作業道開設	0.33ha、157m
〃	切捨間伐	1.20ha
(H28年度繰越分)		
高篠地区	搬出間伐、作業道開設	8.32ha、1,304m



搬出間伐、作業道開設（高篠地区市有林）

・里山平地林事業

近年、全国各地で住宅に近接する竹林や雑木林が放置され、生活環境の悪化や災害、犯罪の危険性が高まっています。

このような放置された里山・平地林において、侵入竹の伐採、ササ・つる類等の刈り払い、不良木の抜き伐り、植栽、下刈り、除伐、枯損木・倒木の除去等を実施しています。

平成 29 年度は、次の表のとおり実施しました。

表 平成 29 年度里山平地林事業

場所	整備内容	面積 (ha)、本数 (本)
上影森地区	草刈機伐開	1.00ha
〃	枯損木・不良木処理	70 本
大野原地区	草刈機伐開、つる切り	0.85ha
〃	枯損木・不良木処理	516 本



施工前



施工後

・ 森林管理 (FM) 認証

秩父市有林は平成 28 年 12 月 19 日、埼玉県内の森林でははじめて、一般社団法人緑の循環認証会議 (SGEC) の森林管理 (FM) 認証を取得しました。森林管理 (FM) 認証は、適切に管理された森林からの林産物に認証マークを付すことにより森林保護を図ろうとする制度で、独立した第三者機関が一定の基準に照らして認証されるものです。

平成 29 年度は第三者機関による継続審査を受け、認証の継続が認められました。また、2020 年東京五輪・パラリンピックのメイン会場となる新国立競技場は森林管理 (FM) 認証材しか使用されませんが、スタジアム外周部に使用するスギ材に、市有林の間伐材が使われることが決まり、供給しました。



SGEC 表示 (栃本市有林)

②森づくり事業

・企業の森活動事業

秩父市では、企業のCSR活動の一環として行われている「企業・団体による森づくり」活動に取り組んでいます。普段森林と接する機会の少ない都市住民の方を中心に、市有林をフィールドに植林や下刈、間伐などの森林保育活動を実践していただいています。協定は「埼玉県森林づくり協定」に基づくもの、その他のものがあります。平成29年度は次の表のとおり活動を実施しました。

表 平成29年度企業・団体の森実施状況

活動日	企業・団体	参加人数（人）	活動内容	面積（ha）
6月10日	本田技研工業(株)	103	下刈り・植樹	1.25
10月28日		55		0.3
11月11日	秩父ふたば幼稚園 NPO 百年の森	80	植樹	0.5
11月12日	埼玉県労働者山岳連盟	35	植樹	0.33



ホンダの森



埼玉労山の森

・緑の家庭募金事業

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会と協力して、緑の家庭募金を実施しています。各町会ごとに「みどりの募金」に協力いただき、同委員会を通じて寄付され、国土緑化、身近な緑の創出などに活用されています。秩父市でも募金の一部を活用し、市有林の間伐事業など緑を守る取組を実施しています。平成29年度の実績は次の表のとおりです。

表 平成 29 年度家庭募金

平成 29 年度家庭募金額 (円)	1,289,011
緑の家庭募金緑化事業実施額 (円)	660,000

・ 秩父森づくりの会

秩父森づくりの会は平成 24 年に設立し、横瀬町芦ヶ久保地内の市有林と公益社団法人埼玉県農林公社との分収林を主なフィールドに、ボランティアで森づくり活動を実施しています。平成 30 年 3 月末時点の会員数は 70 人となっています。平成 29 年度の活動は次の表のとおりです。

表 平成 29 年度秩父森づくりの会の活動

活動内容	活動回数 (回)	参加人数 (人)
間伐	8	48
薪用材の玉切り等	4	18
間伐体験イベント受け入れ	1	28
安全講習 (チェーンソー)	1	5
計	14	99



森づくりの会活動の様子

③木材活用推進事業

・ウッドスタート事業

秩父市では平成26年3月に「ウッドスタート宣言」を行い、10か月健診時に、誕生祝品として木のおもちゃを配付しています。木のおもちゃは「TUMICCO（つみっこ）」と「ちちぶの幸」のどちらかを選ぶことができます。平成29年度の配付実績は次の表のとおりです。どちらのおもちゃも「ウッドデザイン賞」を受賞しています。

表 平成29年度ウッドスタート事業配付実績

種類	配付数
TUMICCO（つみっこ）	306個
ちちぶの幸	80個



「TUMICCO（つみっこ）」



「ちちぶの幸」

・ イベント出展

秩父産木材のPRのため、各種イベントに出展しています。平成29年度の実績は次の表のとおりです。

表 平成29年度出展イベント一覧

期日	イベント名	場所
5月13日・14日	第30回木が香る秩父フェスティバル（※）	道の駅ちちぶ
5月20日・21日	森のおもちゃ美術館	新宿御苑
7月29日	浦和美園駅ホームBAR（※）	浦和美園駅
9月28日・29日	秩父の山の木フェア（※）	日本橋プラザビルイベントスペース
10月14日・15日	森のめぐみの子ども博（※）	東京おもちゃ美術館
10月21日	東京湾大感謝祭	横浜赤レンガ倉庫
11月11日・12日	第31回木が香る秩父フェスティバル（※）	道の駅ちちぶ
12月3日	秩父夜祭絹市	黒門通り、買継商通り
12月17日	親子ふれあいコンサート （「ちちぶの幸」贈呈セレモニー）	秩父市歴史文化伝承館2階ホール
12月23日	豊島区イベント「ひろがるWA」	豊島区センタースクエア
2月9日	秩父市立第一小学校出前授業（箸ワークショップ）	秩父市立第一小学校

※ 秩父地域森林林業活性化協議会（ちちぶ定住自立圏）としての出展。

・ 木育キャラバン

平成30年2月9日・10日に、秩父宮記念市民会館けやきフォーラムにおいて、秩父地域森林林業活性化協議会（事務局：秩父市森づくり課）主催による「木育キャラバン in ちちぶ」を実施しました。

当日は東京おもちゃ美術館が出展し、日本中から木のおもちゃが大集合しました。



「木育キャラバン」の様子

・木育サミット

平成 30 年 2 月 24 日、秩父宮記念市民会館において、「第 5 回木育サミット 2018」を開催しました。当日は 400 人以上の参加者の来場をいただき、全国の木育関係者の有意義な情報交換の場となりました。



木育サミットの様子

4 資料編

(1) ごみ処理関係データ

表1-1 過去5年間に於ける旧市町村区域別ごみの排出量経過

年度	行政区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ (t)			排出合計 (t)	1日当たり (t)	1日1人当たり (g)
						カン・ビン	紙・布類	ペットボトル			
25	秩父地区	55,304	21,909	16,009.38	1,457.92	417.92	1,345.77	59.97	19,290.96	52.85	955.7
	吉田地区	5,180	1,894	999.27	109.01	55.08	82.97	9.63	1,255.96	3.44	664.3
	大滝地区	894	468	236.32	22.40	15.69	33.16	1.13	308.70	0.85	946.0
	荒川地区	5,538	2,050	1,110.02	146.47	55.99	205.00	6.80	1,524.28	4.18	754.1
	秩父市計	66,916	26,321	18,354.99	1,735.80	544.68	1,666.90	77.53	22,379.90	61.31	916.3
26	秩父地区	54,690	21,921	16,442.88	2,377.56	393.47	1,359.73	58.75	20,632.39	56.53	1,033.6
	吉田地区	5,074	1,888	1,103.06	277.49	55.16	75.90	9.31	1,520.92	4.17	821.2
	大滝地区	854	450	251.80	32.20	15.90	33.42	1.12	334.44	0.92	1,072.9
	荒川地区	5,455	2,084	1,131.02	195.09	54.59	201.93	6.60	1,589.23	4.35	798.2
	秩父市計	66,073	26,343	18,928.76	2,882.34	519.12	1,670.98	75.78	24,076.98	65.96	998.4
27	秩父地区	53,924	21,986	16,245.35	1,499.00	356.19	1,193.31	56.42	19,350.27	53.01	983.1
	吉田地区	4,963	1,896	992.62	85.47	50.46	66.80	9.06	1,204.41	3.30	664.9
	大滝地区	820	436	233.78	21.30	17.29	30.50	1.20	304.07	0.83	1,015.9
	荒川地区	5,282	2,063	1,131.57	133.98	51.30	183.03	6.36	1,506.24	4.13	781.3
	秩父市計	64,989	26,381	18,603.32	1,739.75	475.24	1,473.64	73.04	22,364.99	61.27	942.8
28	秩父地区	53,387	21,976	16,108.83	1,371.36	361.62	1,062.07	56.09	18,959.97	51.95	973.0
	吉田地区	4,862	1,891	1,000.66	82.49	50.60	64.48	9.04	1,207.27	3.31	680.0
	大滝地区	750	408	240.39	19.47	16.91	23.71	1.16	301.64	0.83	1,102.0
	荒川地区	5,169	2,068	1,127.98	127.52	48.97	156.43	6.17	1,467.07	4.02	778.0
	秩父市計	64,168	26,343	18,477.86	1,600.84	478.10	1,306.69	72.46	21,935.95	60.11	936.0
29	秩父地区	52,863	22,037	16,523.75	1,455.06	342.10	995.00	53.75	19,369.66	53.07	1,003.9
	吉田地区	4,751	1,888	971.75	88.82	46.30	61.66	9.21	1,177.74	3.23	679.2
	大滝地区	710	398	255.59	18.95	16.66	22.11	1.05	314.36	0.86	1,213.0
	荒川地区	5,031	2,040	1,046.43	105.63	45.72	142.67	6.15	1,346.60	3.69	733.3
	秩父市計	63,355	26,363	18,798	1,668	451	1,221	70	22,208	60.84	960.4

図 1 - 1 平成 29 年度秩父市におけるごみ処理フローチャート

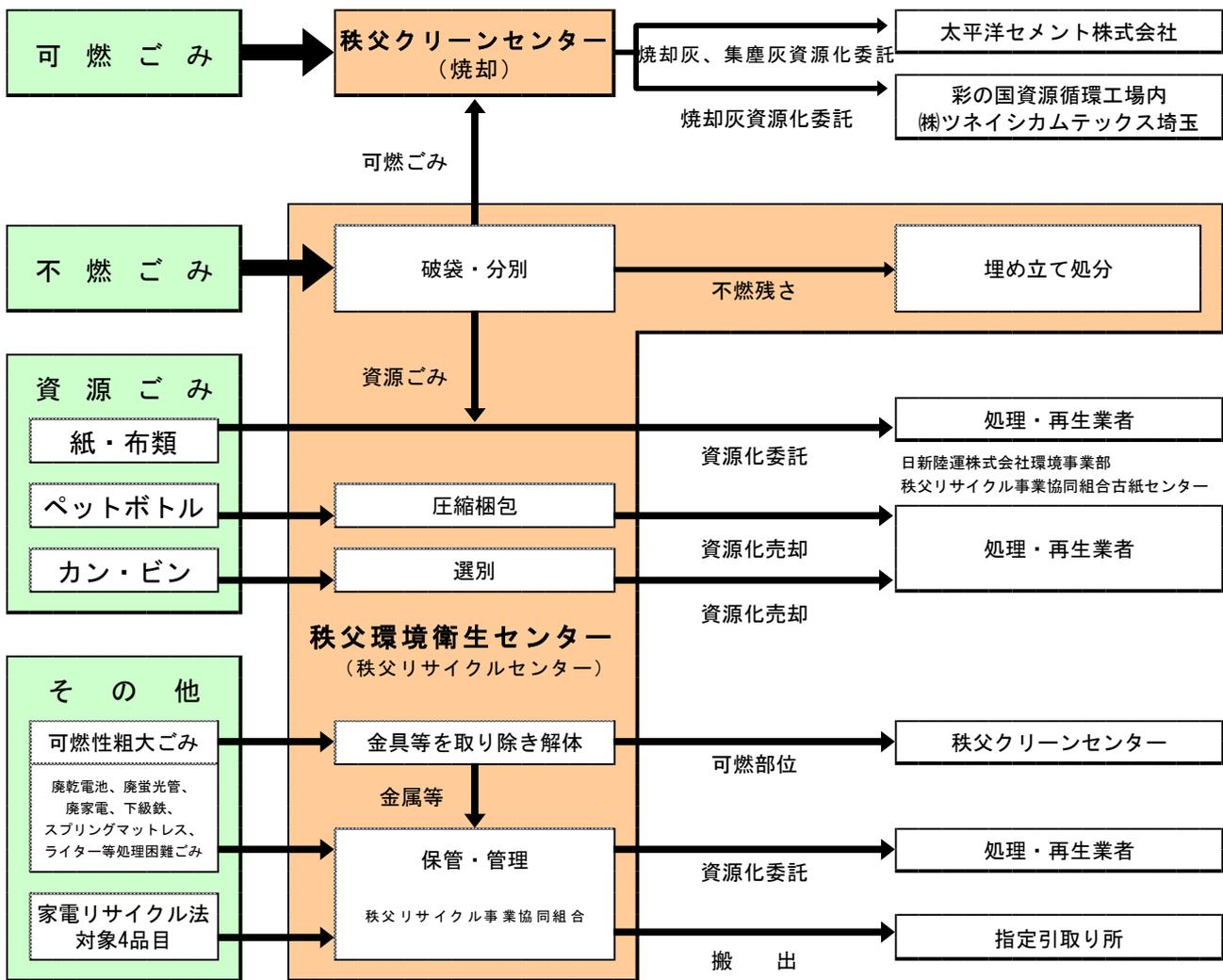


図 1 - 2 過去 5 年間ににおける年間ごみ総排出量及び 1 日 1 人当たり排出量の推移

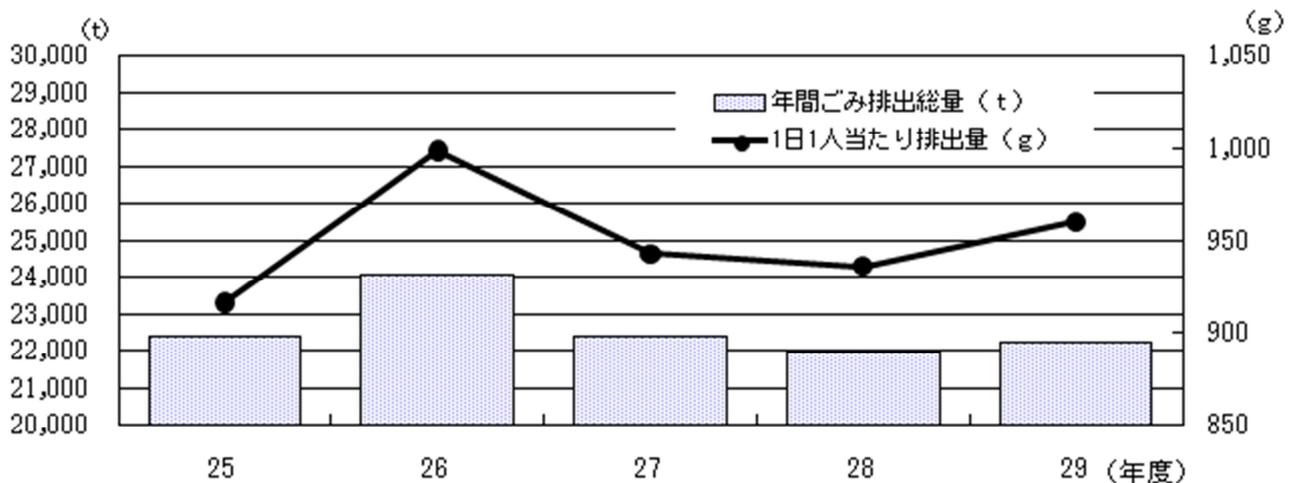


表 1 - 2 平成 29 年度月別不法投棄ごみ搬入量詳細

	環境衛生 センター (kg)	クリーン センター (kg)	監視業務 日数
4月	510	670	20
5月	1,660	730	20
6月	800	850	22
7月	1,410	1,410	20
8月	950	1,110	22
9月	1,010	1,050	20
10月	1,570	910	21
11月	840	800	20
12月	1,870	1,990	20
1月	840	1,220	19
2月	940	810	18
3月	1,110	1,070	21
計	13,510	12,620	243

表 1 - 3 平成 29 年度不法投棄家電リサイクル法対象品搬入量

	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	計
4月	0	1	0	0	1
5月	1	0	1	1	3
6月	0	0	3	0	3
7月	0	0	1	0	1
8月	2	1	0	2	5
9月	1	0	3	0	4
10月	3	0	1	1	5
11月	9	0	0	0	9
12月	13	0	1	0	14
1月	3	0	1	1	5
2月	1	0	1	0	2
3月	12	0	0	1	13
計	45	2	12	6	65

図 1 - 3 平成 29 年度月別不法投棄ごみ搬入量

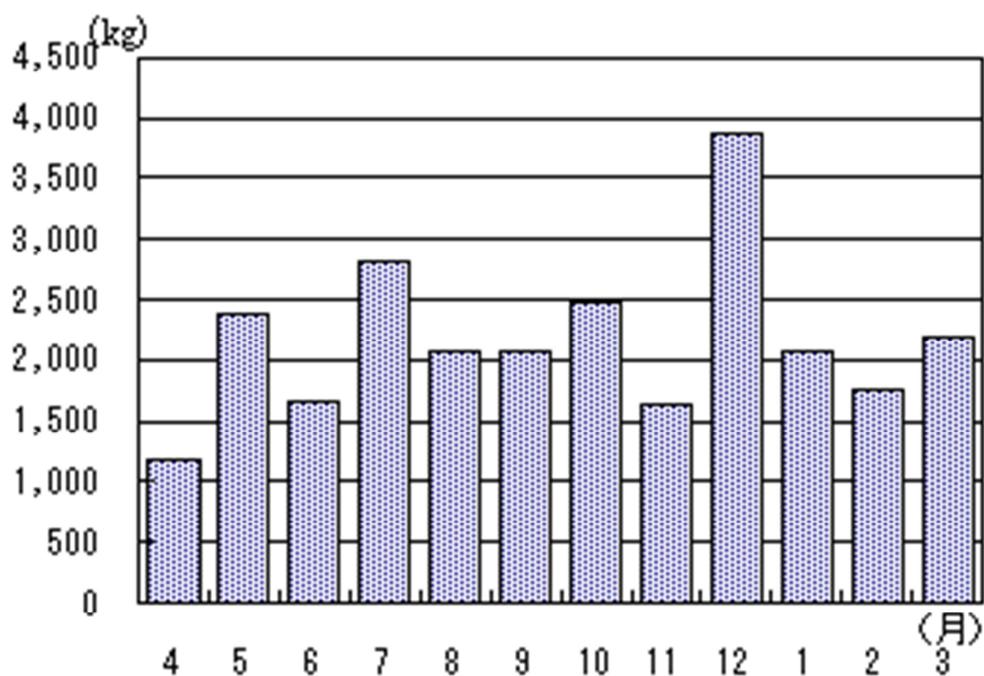


表 1 - 4 平成 29 年度資源回収支援事業実績

	単 価 (1kg 当り)	実 施 団 体	回 収 量 (kg)	交 付 金 額 (円)
報償金	7 円	119 団体	1,463,408	10,243,856
	1 円	各町会	1,762,475	2,364,730
	10 円(ペットボトル)			
助成金	1 円	2 団体	1,463,605	1,463,605

(2) し尿処理関係データ

図2-1 過去30年間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量

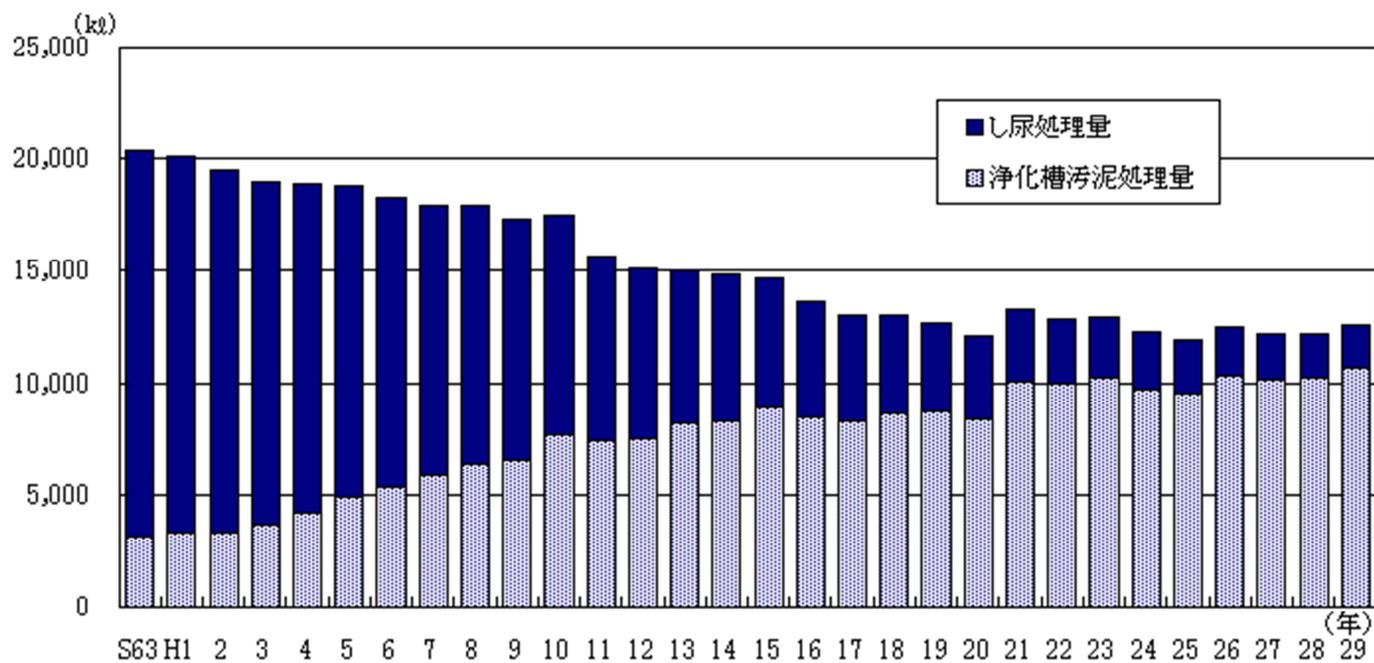


表2-1 平成29年4月1日現在の秩父市におけるし尿処理人口詳細

区 分		秩 父 市									
		本 庁 管 内		大 滝 支 所 管 内		荒 川 支 所 管 内		吉 田 支 所 管 内		計	
		世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口
非水洗化人口		1,327	3,751	92	145	74	51	456	1,133	1,949	5,080
内 訳	計画収集人口	1,327	3,751	92	145	74	51	456	1,133	1,949	5,080
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化人口		20,649	49,636	316	605	1,994	5,118	1,435	3,729	24,394	59,088
水 洗 化 人 口	公共下水道人口	14,952	32,914	0	0	0	0	0	0	14,952	32,914
	コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄 化 槽 人 口	浄化槽人口	5,697	16,722	316	605	1,994	5,118	1,435	3,729	9,442	26,174
	合併処理浄化槽人口	3,836	11,130	237	454	1,317	3,962	909	2,332	6,299	17,878
	合併処理浄化槽人口 (補助金・その他)	2,739	7,686	62	82	796	2,283	320	647	3,917	10,698
	農業集落排水施設 人口	543	1,529	0	0	0	0	181	452	724	1,981
	合併処理浄化槽人口 (市町村設置)	554	1,915	175	372	521	1,679	408	1,233	1,658	5,199
単独処理浄化槽人口	1,861	5,592	79	151	677	1,156	526	1,397	3,143	8,296	
合 計		21,976	53,387	408	750	2,068	5,169	1,891	4,862	26,343	64,168

(3) 公害関係データ

①公害苦情データ

図3①-1 年度別公害苦情受理件数

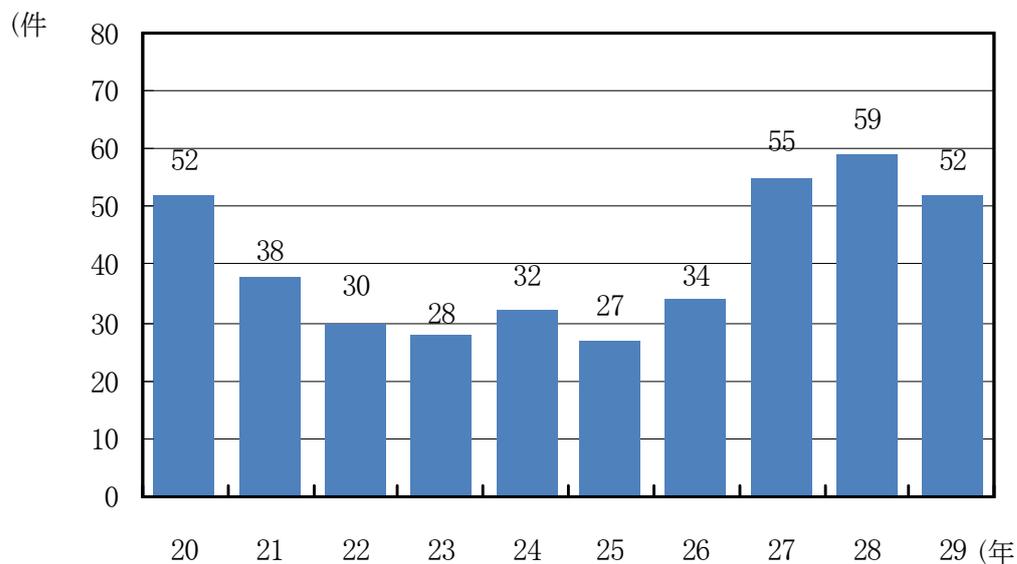


図3①-2 種類別苦情受理件数

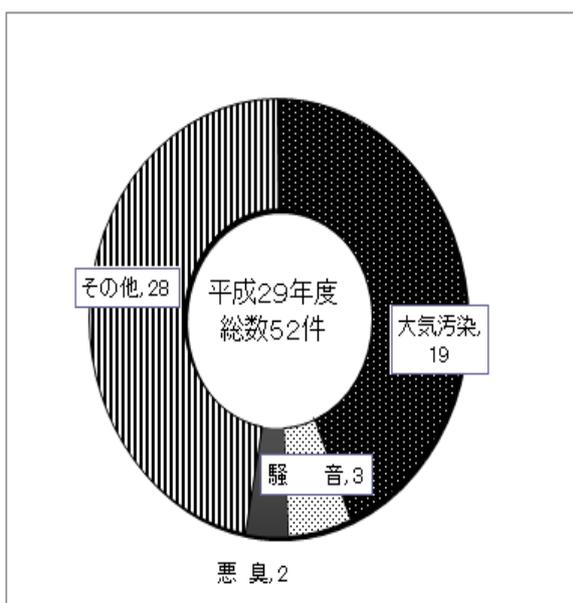


図3①-3 用途地域別苦情受理件数

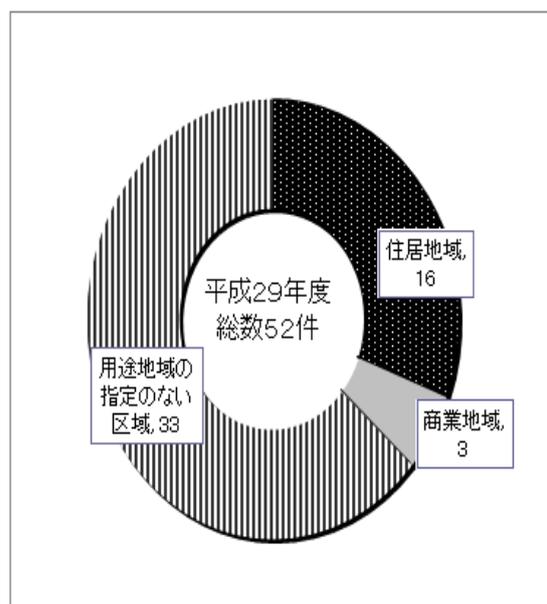
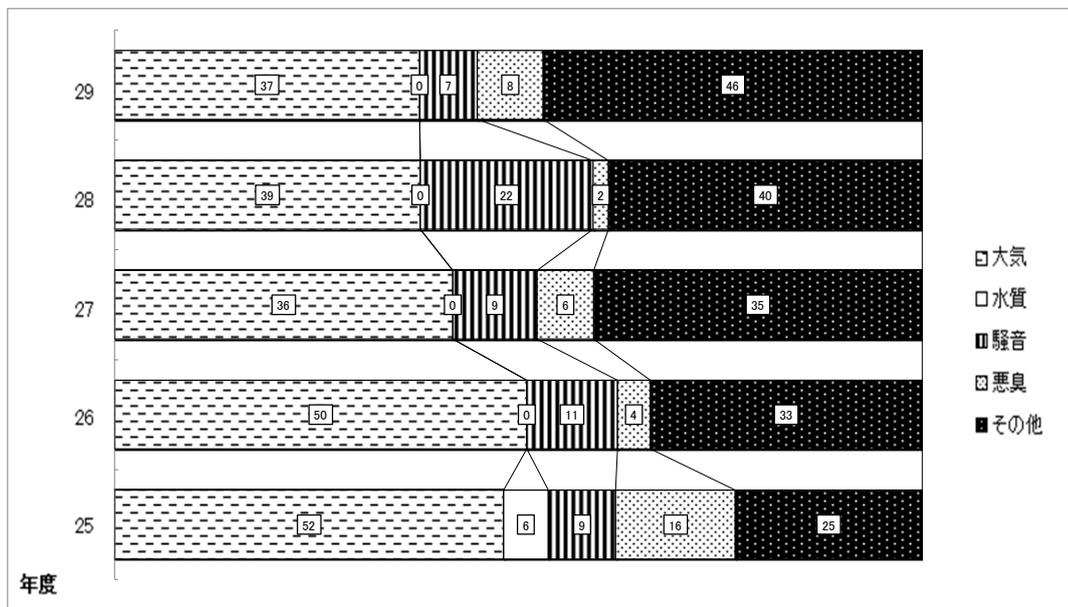


表3①-1 平成29年度月別公害苦情受理件数

種類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大 気 汚 染	0	0	1	1	1	3	3	1	3	2	2	2	19
水 質 汚 濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒 音	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
振 動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪 臭	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
そ の 他	0	1	4	9	3	5	1	1	1	0	2	1	28
計	0	2	5	11	5	9	4	2	4	2	5	3	52

※大気汚染の苦情に関しては、野外焼却の煙による苦情がほとんどであり、家庭ごみや廃材等の焼却や剪定した草木・落葉などの処分に関する焼却、農業を営む上でやむを得ない焼却などが多く見られた。騒音に関しては、事業場での作業音が大半を占めた。悪臭に関しては、工場から排出された有機溶剤の臭いと、側溝に流れる生活排水によるものであった。その他の苦情については、近年増加傾向にある空き地や遊休農地等の雑草・雑木の苦情がほとんどであった。

図3①-4 年度別公害苦情内訳



②大気関係データ

用語解説 (大気)

○ 環境基準

環境基本法第 16 条により人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで「維持されることが望ましい基準」とされ、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準とは異なる。

○ 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄 (S) と酸素 (O) の化合物の総称で、重油等の燃焼に伴い、主に SO₂、SO₃として大気中に排出される。かつては四日市ぜんそく等数々の大気汚染の主役として問題とされてきたが、現在では一連の対策により全国的に減少の傾向にある。

○ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。

人工的な発生源として、自動車、工場、鉱山など、自然的な発生源としては、土壌粒子、火山噴火物などがあり、その組成も多種多様である。

○ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が 2.5 ミクロンの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

○ 光化学オキシダント (O_x)

大気中の窒素酸化物、炭化水素 (HC) 等が強い紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称で光化学スモッグの指標とされている。

○ 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線の影響を受けて光化学反応を起こし、強酸化性物質とアルデヒド、アクロレイン等の還元性物質が二次的に生成され、更に大気中に亜硫酸ガスが存在する場合、硫酸ミストが生成されるといわれる。これらの光化学反応により生じた数々の二次汚染物質を総称し光化学スモッグと呼んでいる。この二次汚染物質のうち PAN、オゾン等の酸化性物質をオキシダントと呼び、このオキシダント濃度で光化学スモッグの指標としている。

○ 窒素酸化物 (NO_x)

窒素 (N) と酸素 (O) の化合物の総称で、大気中に存在するのは主として NO と NO₂である。燃焼過程で排出されるのは、主として NO で緩やかな酸化により NO₂となる。また、NO、NO₂はそれ自身、有害であるばかりではなく、光化学スモッグの原因物質ともなっている。

○ ベンゼン (C₆H₆)

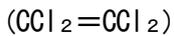
炭化水素化合物。化学工業製品 (合成ゴム、合成洗剤、合成繊維等) の原料、溶剤、抽出剤等広範な用途に使われており、ガソリン中にも 1%程度含有されている。人に対する発ガン性が確認されている。

○ トリクロロエチレン



有機塩素化合物。機械工業、金属加工工業等で金属加工部品等の脱脂洗浄に使われるほか、化学製品等の原料や溶媒等としても利用されている。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓、腎臓障害等が認められている。

○ テトラクロロエチレン



有機塩素化合物。ドライクリーニング用洗浄剤として使用されるほか、金属加工部分等の脱脂洗浄、化学薬品等の原料、溶媒等にも利用されている。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められている。

○ オゾン (O_3)

紫外線、X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。空気より重く、金属のような臭気を発生する。無色の物質で強い酸化力があり、色素類を脱色し、二酸化硫黄や炭化水素を酸化し無水硫酸や、アルデヒドに変える性質がある。人体には0.2~0.5ppm程度で呼吸器の刺激症状、胸部の拘縮、肺機能の低下が起こる。

○ 石綿 (アスベスト)

高い抗張力と柔軟性を持った繊維状の天然鉱物の総称であり、断熱材やブレーキ材などとして幅広く利用されている。その一方で、浮遊する高濃度のアスベストを吸収することにより、アスベスト肺などの健康障害を起こすほか、発ガン性があることが知られている。

○ ppm

100万分の1を表す濃度の単位。例えば 1m^3 の大気中に 1cm^3 の NO_2 が含まれる場合の NO_2 濃度を1ppmという。

○ ppb

ppmの1/1000、すなわち10億分の1を表す濃度の単位。

○ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) 及びその類似物質であるポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) の総称である。燃焼や科学物質構造の過程等で非意図的に生成されるもので、動物実験により強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発ガン性や催奇形性が疑われている。

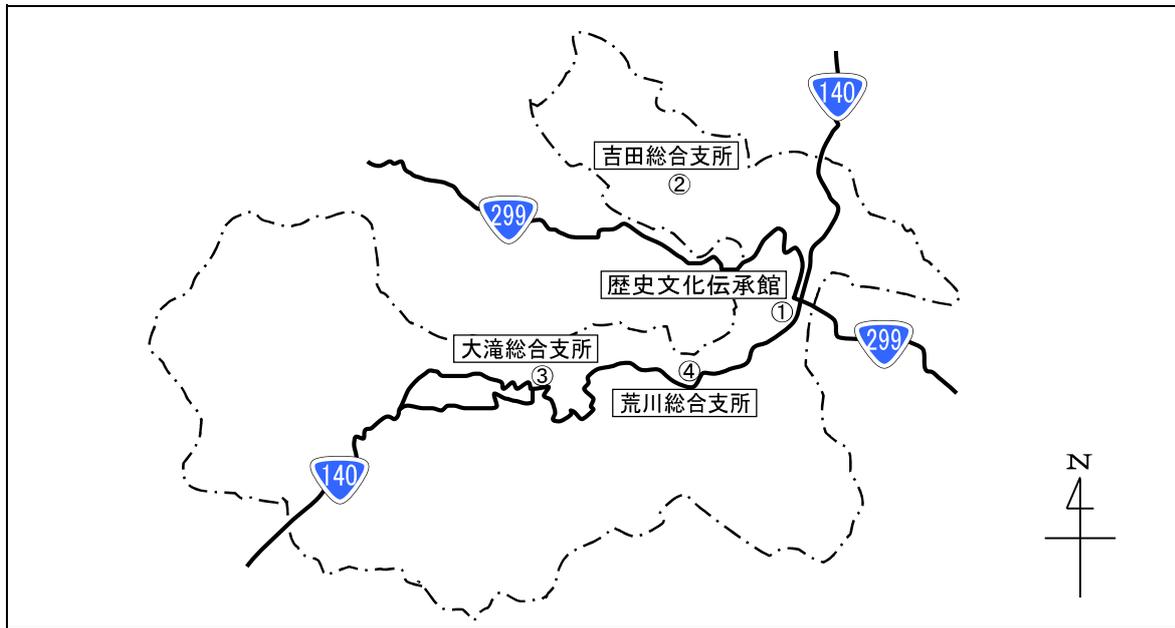
○ オゾン層

地球を取り巻く大気には、高さ20kmあたりにオゾンを多く含む層が地球を包むように広がっている。このオゾンの多い層を特にオゾン層と呼んでおり、生物に有害な紫外線を吸収する働きをしている。最近では、フロンガス等の影響によりオゾン層が減少している。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への影響が懸念される。

○ フロン

炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称。冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤、半導体の洗浄剤として広く使用されてきた。分解しにくいために成層圏まで達してオゾン層を破壊する。このため、オゾン層保護法により、特にオゾン層の破壊力が強い5種類の特定制フロンは1996年1月から生産が全廃された。

図3②-1 大気測定場所一覧



大気測定場所一覧

番号	測定場所	用途地域	測定項目及び設置場所
①	歴史文化伝承館	商業	浮遊粉じん、酸性雨（3階バルコニー）
②	吉田総合支所	区域外	浮遊粉じん（庁舎4階屋上）
③	大滝総合支所	区域外	浮遊粉じん（3階屋外通路）
④	荒川総合支所	区域外	浮遊粉じん（庁舎4階屋上）

平成29年度浮遊粉じん総量の測定結果

単位：mg/m³

測定場所	測定年月日				平均
	29. 5.22 ～ 5.25	29. 8.21 ～ 8.25	29.11.15 ～ 11.22	30. 2.19 ～ 2.23	
① 歴史文化伝承館	0.026	0.035	0.029	0.040	0.033
② 吉田総合支所	0.028	0.043	0.019	0.031	0.030
③ 大滝総合支所	0.042	0.037	0.016	0.018	0.028
④ 荒川総合支所	0.029	0.039	0.010	0.018	0.024

※浮遊粉じんのうち粒径10μ以下のものを浮遊粒子状物質といい、環境基準が設定されている。
 総粉じん量については、環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粒子状物質の環境基準と比較したが、全地点で適合していた。

表3②-1 年度別酸性雨等測定結果推移

年度 \ pH	4.0以下	4.01~5.0	5.01~6.0	6.01~7.0	7.01~8.0	8.01~9.0	9.01以上	検体合計	降雨採取日数	年平均pH
25	20	84	73	33	1	0	0	211	51	5.18
26	13	108	80	45	7	0	0	253	64	5.18
27	9	47	48	64	3	0	0	171	41	5.51
28	23	121	89	24	1	0	0	258	59	4.98
29	1	16	30	101	4	0	0	152	39	6.19

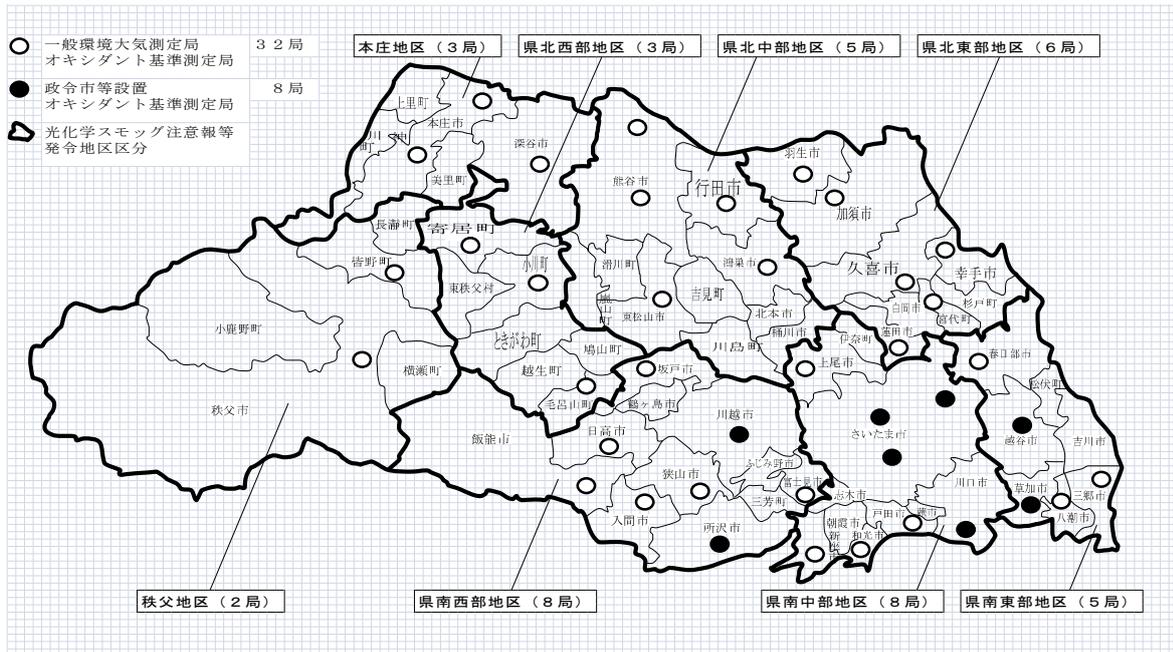
※酸性の度合いは一般にpH（水素イオン濃度指数）で表現され、この値が低いほど酸性が強くなり、pH5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいる。H29年度については凍結による採水瓶破損の恐れがあるため1月から2月末にかけて、測定未実施期間あり。

表3②-2 平成29年度月別酸性雨等の分析結果

pH \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
4.0以下					1								1
4.01~5.0		3	2	1	4		3					3	16
5.01~6.0	6	5	1	2	4	3	4					5	30
6.01~7.0	11	9	20	17	6	12	10	5	2			9	101
7.01~8.0		2	1	1									4
8.01~9.0													0
9.01以上													0
計	17	19	24	21	15	15	17	5	2	0	0	17	152
日数	4	5	8	5	3	3	4	1	1	0	0	5	39

※平成29年度の降雨採取日数は39日で、降雨量1mm毎に区分して採取したものを1検体として152検体のpHを測定した。全検体のpHの平均値は6.19、pH4.0以下の酸性雨は1検体観測され、8月21日の3.91であった。季節別のpH値をみると、春季から夏季にかけて低く、秋季から冬季にかけて高くなる傾向がある。

図3②-2 オキシダント基準観測局と光化学スモッグ注意報発令地区区分



※光化学スモッグ常時監視は埼玉県が実施しており、県内に32局の一般環境大気測定局や8局の政令市等設置オキシダント基準測定局などが設置され、オキシダントの自動測定を行っている。

光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	発令の基準
		○工場等対策 (オキシダント大量ばい煙発生事業者) ●自動車対策
予報 (地区ごと)	○気象条件などからみて、光化学スモッグ注意報が発令されると予想されるとき ◎燃料使用量の削減等による協力を求める ●自動車の運行の自粛を求める	
注意報 (地区ごと)	○光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき ◎燃料使用量を通常の20%程度削減するよう協力を求める ●自動車の運行の自粛を求める	
警報 (地区ごと)	○光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき ◎燃料使用量を通常の40%程度削減するよう勧告する ●自動車の運行の自粛を求める	
重大緊急報 (地区ごと)	○光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき ◎燃料使用量を通常の40%程度削減するよう命令する ●県公安委員会に交通規制について要請する	

注意報発令日数と健康被害届出人数

区分	注意報発令日数 (括弧内は時間)					健康被害届出人数 (人)				
	25年	26年	27年	28年	29年	25年	26年	27年	28年	29年
秩父市	3 (10)	5 (10:50)	2 (4)	0 (0)	3 (4)	0	0	0	0	0
埼玉県	13	13	16	1	15	0	0	0	0	0

③騒音関係データ

表3③-1 一般地域の環境基準

(平成10年環境庁告示第64号・平成11年埼玉県告示第287号)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		
B地域	第1種住居地域 第2種住居地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 工業専用地域は適用しない。

表3③-2 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域及びC地域のうち車線を有する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表3③-3 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

区分	昼間	夜間
屋外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

- (注1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。
 (注2) 近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
 (注3) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

表 3③-4 深夜営業に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第 47 条別表第 18)

区域の区分	基準値	時間
第 1 種区域	45 デシベル	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
第 2 種区域	45 デシベル	
第 3 種区域	50 デシベル	原則として午後 11 時から翌日午前 6 時までの間、音響機器の使用禁止
第 4 種区域	50 デシベル	

表 3③-5 拡声機使用に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第 48 条別表第 19)

1 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分	基準値	備考
第 1 種区域	60 デシベル	イ 拡声機の使用は、午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。 ロ 拡声機の使用は、1 回 20 分以内とし、次回の使用までに 10 分以上の間隔を置くこと。 ハ 基準値は、屋外の地上 1.5m の位置における音量とする。
第 2 種区域	65 デシベル	
第 3 種区域	75 デシベル	
第 4 種区域	80 デシベル	

2 移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分	基準値	備考
第 1 種区域	70 デシベル	イ 拡声機の使用は、午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。 ロ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 100m の区域内においては、拡声機を使用しないこと。 ハ 停止している間に拡声機を使用する場合の基準値は、音源から 10m 以上離れた地上 1.5m の位置における音量とする。
第 2 種区域	75 デシベル	
第 3 種区域	85 デシベル	
第 4 種区域	85 デシベル	

表 3③-6 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日秩父市告示第 62 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
第 1 種区域 〔第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域〕	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域 〔第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めのない地域、都市計画区域外〕	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域 〔商業地域 近隣商業地域 準工業地域〕	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域 〔工業地域〕	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

表 3③-7 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める基準

(平成 12 年総理府令第 15 号)

	区域の区分	昼 間	夜 間
		1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する区域	75 デシベル	70 デシベル

表 3③-8 区域の類型を当てはめる地域（抄）

(平成 24 年 3 月 30 日秩父市告示第 64 号)

区域の類型	該 当 地 域
a 区 域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区 域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
c 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) この基準は、市町村長から県公安委員会に対し、自動車騒音の低減を図るために交通規制の要請をする場合の基準である。

図 3③-1 騒音の大きさの例

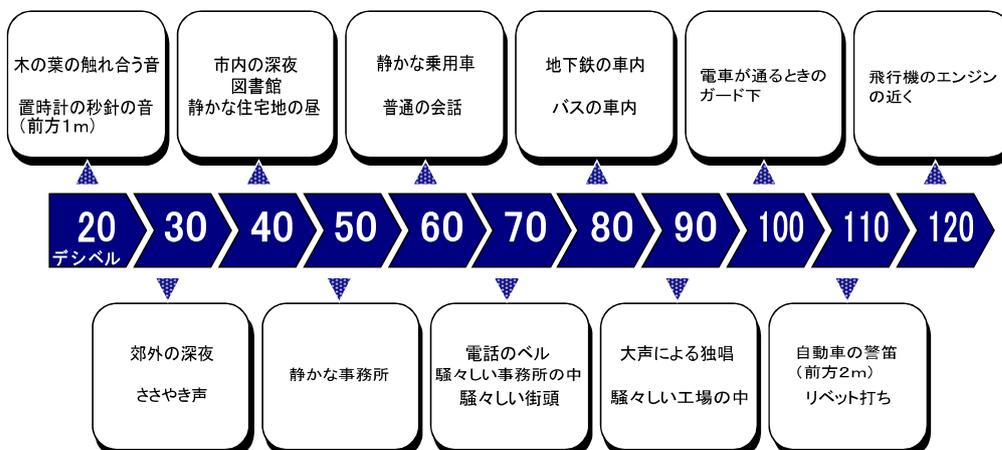


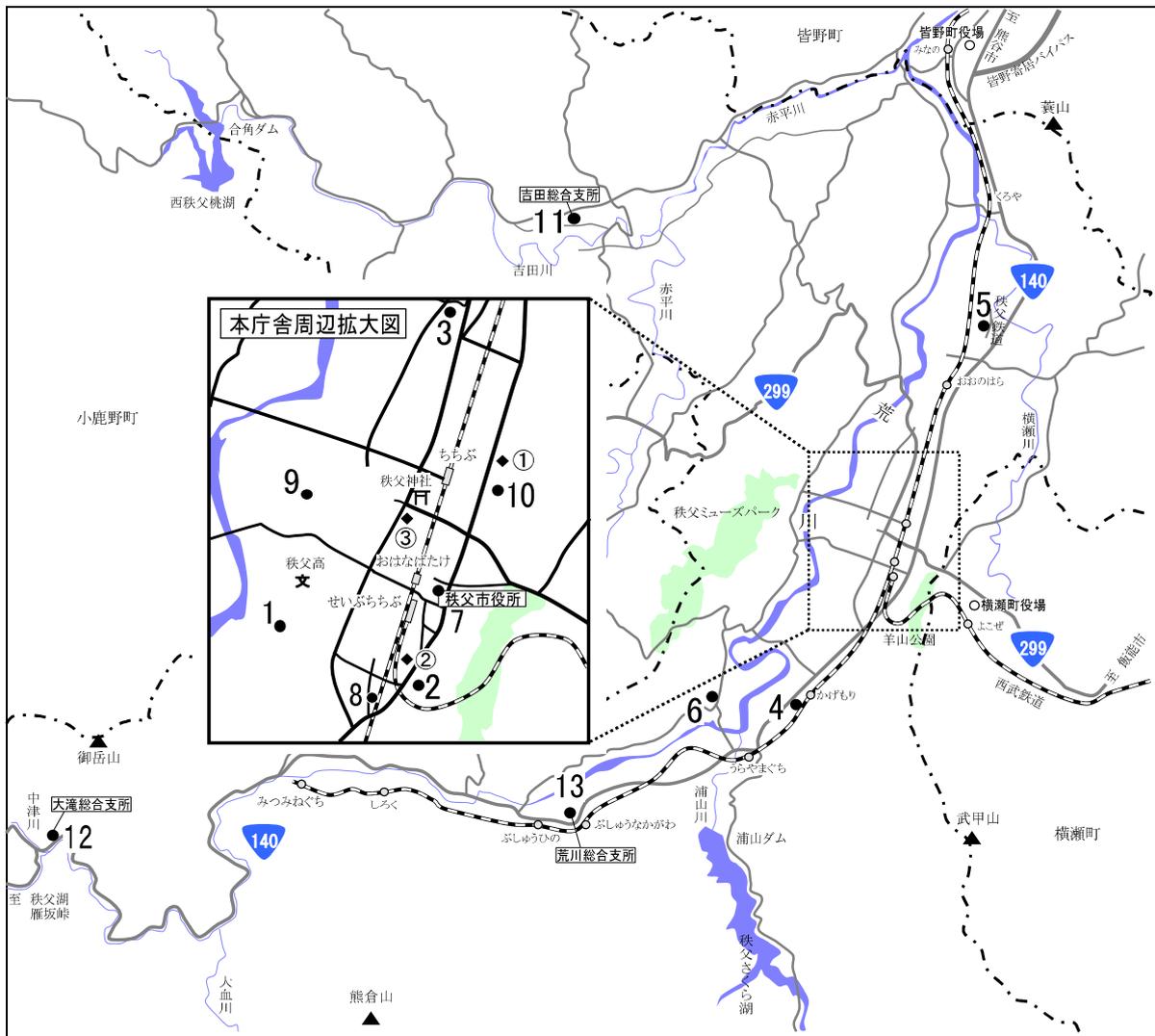
表 3③-9 振動の大きさの例

デシベル	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
55以下	0	人は揺れを感じない。		
55～65	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
65～75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
75～85	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
85～95	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚の食器類、書棚の本が落ちることがある。家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
95～105	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れ、据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転は困難となり、停車する車が多い。
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
105～110	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀がほとんど崩れる。
110以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

デシベルとは

音や振動に対する人間の感じ方は、音の強さ（または振幅）、周波数の違いなどによって異なる。騒音（振動）の大きさは、物理的に測定した騒音の強さ（振幅の大きさ）に、周波数による感覚補正を施したものであり、その単位はdB（デシベル）を用いる。

図3③-2 騒音測定場所一覧



環境騒音測定箇所

1	花の木保育所	8	日野田保育所
2	南小学校	9	中村児童館・高齢者憩いの家
3	保健センター	10	道の駅ちちぶ
4	影森公民館	11	吉田総合支所
5	文化体育センター	12	大滝総合支所
6	久那公民館	13	荒川総合支所
7	秩父市役所		

交通騒音測定箇所

①	秩父勤労者福祉センター
②	秩父市福祉女性会館
③	知々夫ブランド館

表3③-10 環境騒音測定結果

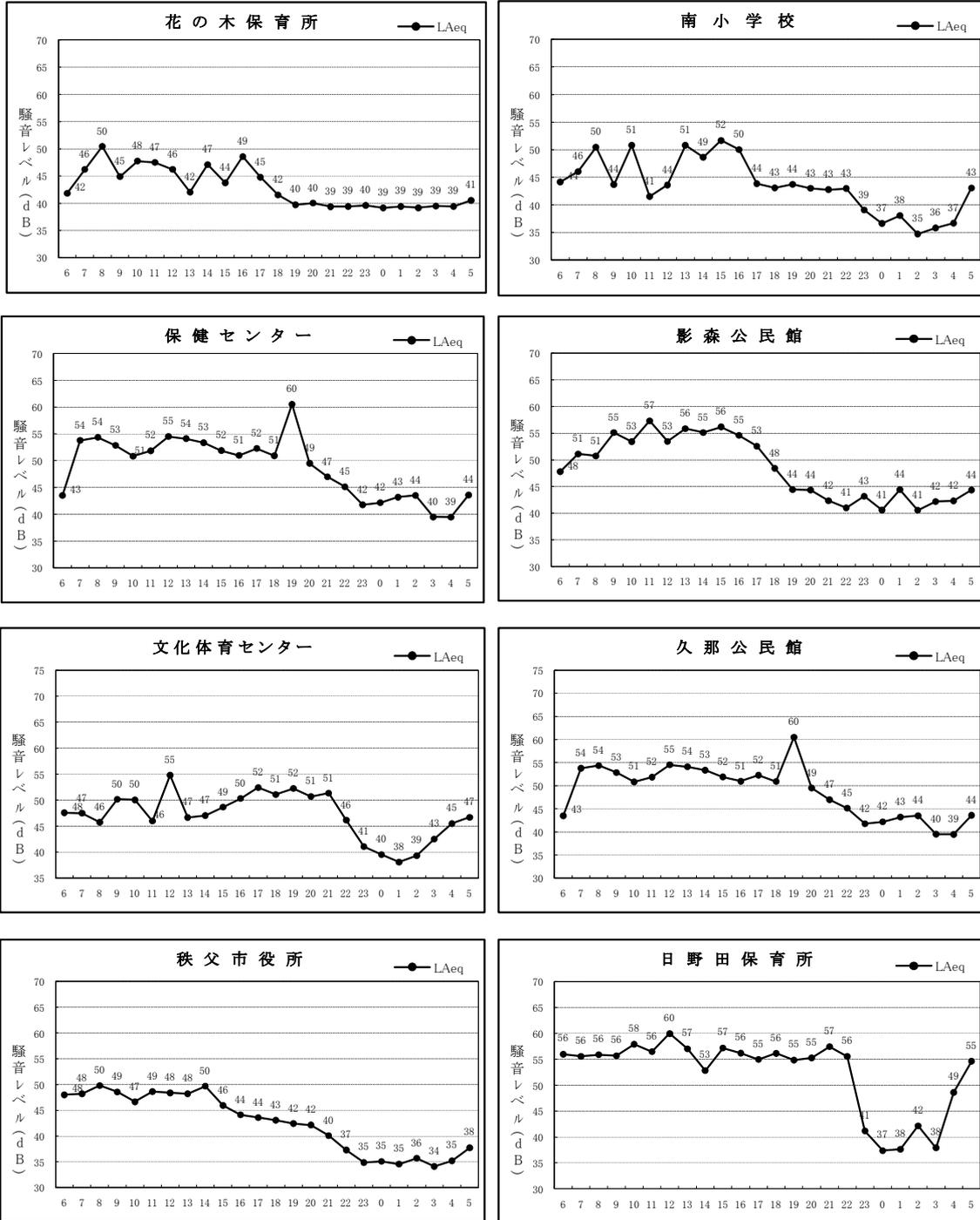
(単位:デシベル)

測定場所	地域の区分	用途地域	測定年月日	昼間(6時~22時)		夜間(22時~6時)	
				平均	環境基準	平均	環境基準
花の木保育所	A	第1種中高層住居専用地域	30.2.26 ~27	46	55	40	45
南小学校	A	〃	30.1.11 ~12	48		39	
保健センター	B	第1種住居地域	29.12.6 ~7	54		43	
影森公民館	B	〃	29.12.20 ~21	53		43	
文化体育センター	B	用途地域の定めのない地域	30.1.17 ~18	50		43	
久那公民館	B	〃	29.12.7 ~8	54		43	
秩父市役所	C	商業地域	29.12.12 ~13	47	60	36	50
日野田保育所	C	準工業地域	30.2.15 ~16	56		50	
中村児童館 高齢者憩いの家	C	〃	30.1.10 ~11	45		35	
道の駅ちちぶ	C	工業地域	30.2.27 ~28	50		49	
吉田総合支所	-	都市計画区域外	29.11.21 ~22	56		50	
大滝総合支所	-	都市計画区域外	30.1.11 ~12	54		51	
荒川総合支所	-	都市計画区域外	29.11.15 ~16	58	47		

※都市計画区域外は一般地域の環境基準における地域の区分がされていないが、参考として本市ではC地域の環境基準との比較を行った。

大滝総合支所の夜間で環境基準を若干超えているが、その他の地点では昼間、夜間ともに環境基準値内だった。

図3③-3 平成29年度環境騒音測定結果経時変化



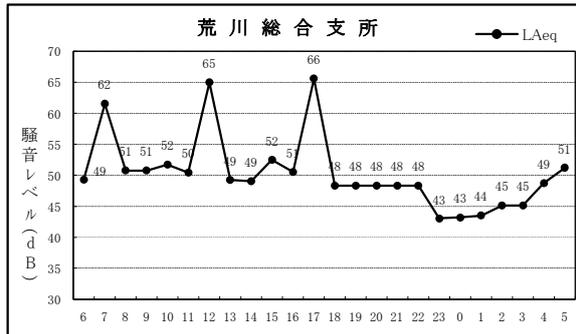
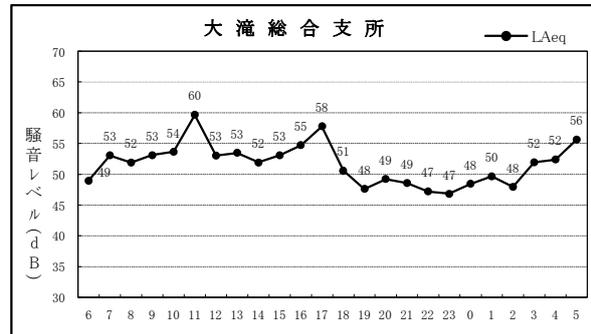
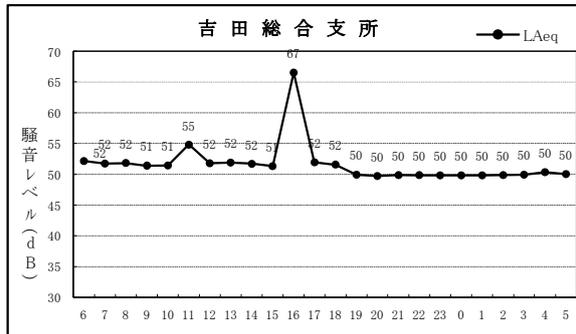
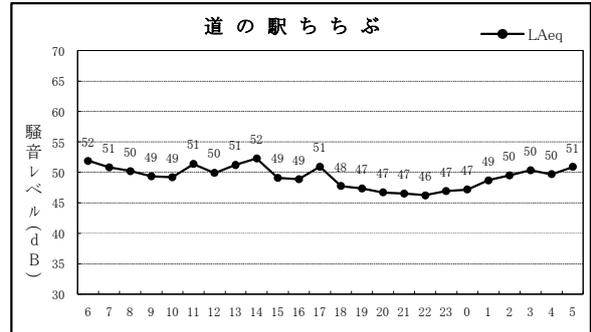
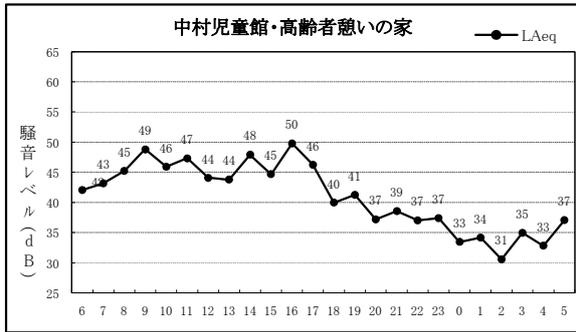


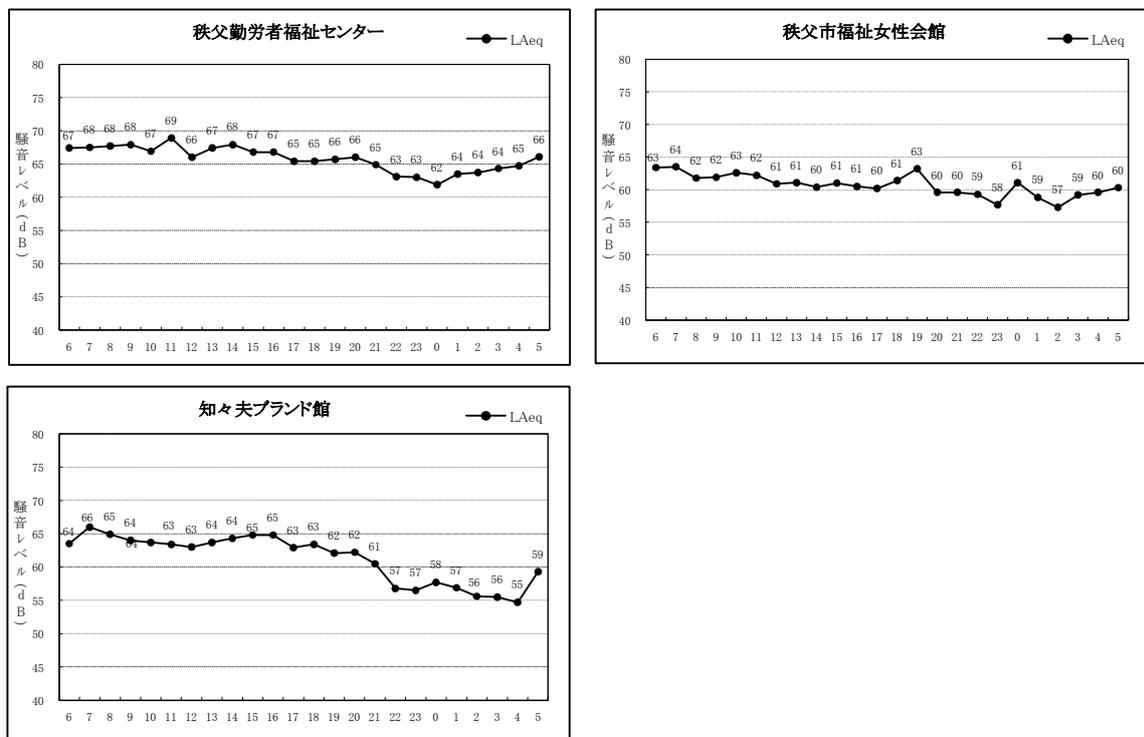
表3③-11 自動車交通騒音測定結果

測定場所	地域	用途地域	測定年月日	昼間(6時~22時)			夜間(22時~6時)		
				平均	環境基準	要請基準	平均	環境基準	要請基準
秩父勤労者福祉センター	B	第1種住居地域	30.3.5~3.6	67	70	75	64	65	70
秩父市福祉女性会館	C	近隣商業地	30.3.1~3.2	62	65	75	59	60	70
知々夫ブランド館	C	商業地域	30.3.15~3.16	64	70	75	57	65	70

測定場所	測定時刻	交通量(台/10分)				平均速度(km/h)			
		上り		下り		上り		下り	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
秩父勤労者福祉センター	10:20	121	96	92	82	37	34	35	36
	16:00								
秩父市福祉女性会館	10:50	71	108	60	83	38	39	24	38
	15:20								
知々夫ブランド館	11:00	93	88	65	81	34	35	35	36
	16:00								

※自動車交通騒音測定に関しては、全地点で環境基準を達成した。国道に面している地点では夜間でも交通量が多く、騒音レベルが高い傾向にある。

図3③-4 平成29年度自動車交通騒音調査結果経時変化



④水質関係データ

用語解説(水質)

○ アンモニア性窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$)

アンモニウムイオンをその窒素量であらわしたもので、尿素、尿酸、蛋白質など有機性窒素の分解により生成する。主な発生源は、浄化槽排水、農業用水(窒素肥料)などである。

○ 魚のへい死

魚類が溶存酸素不足、毒物、寄生虫、病気、油膜など様々な原因によって死ぬこと。へい死魚の浮遊などをいう。

○ 汚濁負荷量

汚水中に含まれる汚濁物質の絶対量(重量)で水中の物質の濃度に汚水量(流量)を乗じて求める。

○ 活性汚泥

有機性排水に空気を吹き込み好氣的に保つと、時間がたつにつれてその汚水に適した好氣性微生物が繁殖してフロックを形成する。このフロックは細菌、原生動物、環形動物などの集合体で、好氣的条件下で有機物を食物として繁殖を続けるが、空気吹き込みを止めると沈降する。一見泥を溶かしたように見えるのが微生物の塊であることから、活性汚泥(生きている汚泥)と呼ばれる。この原理を利用して有機汚泥を処理するのが活性汚泥法。

○ カドミウム

カドミウム精錬所、めっき工場、電気機器工場などで使用され、「イタイイタイ病」の原因となった有害な重金属。

○ クロム [Cr^{6+} , Cr^{3+}]

クロムは、合成成分やめっき材として日用品、装飾品、機械部品など多方面に広く使用される安定した重金属である。クロム化合物でも三価のものは毒性が低いが、六価のものは毒性が強く、皮膚や粘膜を腐食し、長時間摂取すると肝臓、腎臓、ひ臓に蓄積し嘔吐、腹痛、瘻れん等により死に至る。

○ シアン (CN)

体内に入ると呼吸困難を起こし、死に至らしめる程猛毒で、経口致死量0.06gといわれている。めっき工場でも青化亜鉛、青化銅などシアン化合物を用いる工場の工程廃液に含まれる。

○ COD (化学的酸素要求量)

CODは、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化する際に、消費される酸化剤の量から消費された酸素の量を算出したもので、数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多い。

○ 水銀 (Total-Hg, R-Hg)

水銀化合物には無機と有機があり、Total-Hgは金属水銀としてすべての水銀化合物を定量とするのに対して、R-Hgはアルキル水銀のみを定量とする。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、これによる中毒症状としては、言語障害、視野狭窄、手足のマヒなど中枢神経障害が起こり、死に至る場合がある。

○ 水素イオン濃度 (pH)

酸性、アルカリ性を示す指標で、7 を中性とし、7 より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

○ 生活排水

台所、洗濯、浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水を言う。いわゆる下水。

○ 大腸菌

腸内細菌で、一種ではなくいくつかの属、種が含まれたものである。それ自体は健康に有害ではないが、多量に存在する場合は同時に病原菌が存在する可能性があるため、病原菌の指標として用いられる。単位はMPN (最確数) で表される。

○ 鉛 (Pb)

鉛は骨髄神経を害し、貧血、神経障害、胃腸障害、身体衰弱等を起こし、強い中毒では死に至る。

○ n-ヘキサン抽出物質

主として排水中の比較的揮発しにくい炭化水素、グリース油状物質等の総称で、「油分」といわれ、鉱油類や動植物油脂類の指標として用いられる。

○ ヒ素

ヒ素化合物 (ヒ酸鉛、三酸化ヒ素など) は、殺虫剤として農薬などに用いられる。中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を呈する。

○ BOD (生物化学的酸素要求量)

微生物によって水中の有機物が酸化、分解される際に消費される酸素の量を表したもので、数値が大きいほど水中の有機物が多く汚濁が著しい。

○ PCB (ポリ塩化ビフェニール)

無色液状 (塩素化の程度により結晶状)、不燃性の物質であり、化学的に非常に安定して分解されにくい。PCBの毒性については、劇物ではないが非常に安定なため体内で分解、排出されにくく、人体にとって危険度が高い。

○ 浮遊物質 (SS)

粒径 2 mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水が濁っている。

○ フェノール類

フェノール、クレゾールなどの総称で、高濃度では有毒。毒物及び劇物に指定されている。塩素と化合して異臭を発する。埼玉県では上乗せ規制で 1 mg/ℓが排水基準となっている。

○ 閉鎖性水域

湾、湖、沼などのように水の交換が少ない水域。富栄養化現象が起りやすく、総量規制の対象水域となっている。

○ 溶存酸素 (DO)

水中に溶解している酸素のことをいい、BOD、CODが高いほど溶存酸素は消費される。魚には 5 mg/ℓ程度が必要で、環境保全上は、臭気発生限界の点から 2 mg/ℓ以上必要とされる。

○ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

○ 富栄養化現象

栄養塩類の少ない貧栄養な水域が、水質汚濁による各種の栄養塩類の流入によって富栄養な水域に変わる現象。赤潮、水の華と呼ばれるプランクトンの異常発生が起こり、魚介類がへい死するなど悪影響を招くことがある。

○ 有機リン

水質汚濁防止法で規制される有機リンは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限られる。いずれも農薬として用いられ、人体影響は軽症では全身倦怠、めまい、頭痛、発汗、嘔吐、中毒症では瞳孔の縮小、言語障害、視力減退、重症では意識不明、痙れん、失神等から死亡する。



表3④-1

別表1 人の健康の保護に関する環境基準 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
(改正 平15環告123・平20環告40・平21環告78・平23環告94・平24環告127・平25環告30・平26環告39・平26環告126)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあってはこれを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。		
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。		

表3④-2

別表2 生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼を除く）〕

項 類	利用目的 の適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求度 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水道1級・ 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	赤平川
A	水道2級・ 水産1級・水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN / 100ml以下	荒川 横瀬川
B	水道3級・ 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN / 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	—	

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

図3④-1 河川水採水場所位置

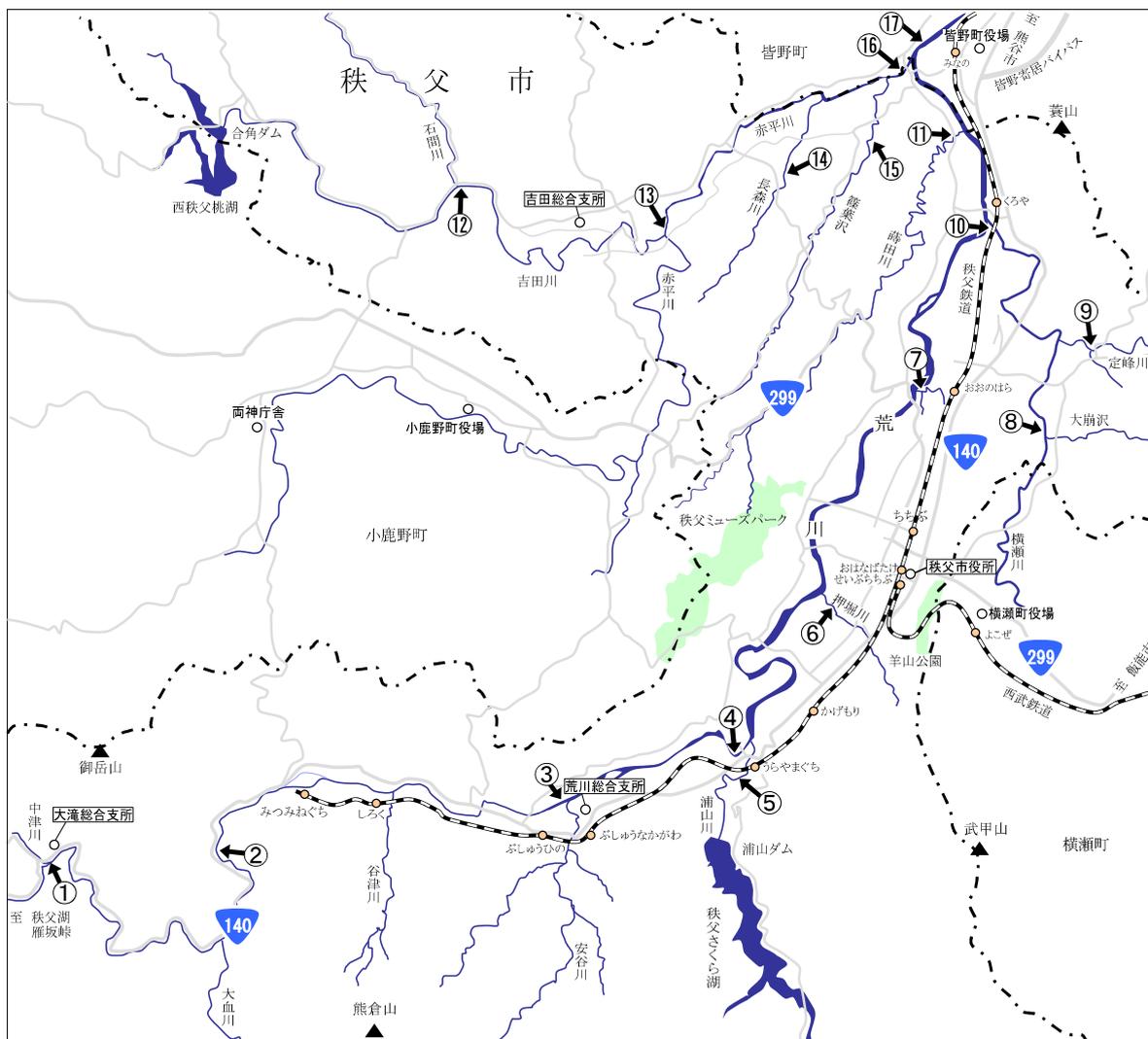


表3④-3 河川水採水場所一覧

No.	河川名	採水場所	No.	河川名	採水場所
①	中津川	荒川合流地点	⑩	横瀬川	下小川橋下
②	荒川	大滝万年橋下	⑪	蒔田川	諏訪橋下
③	安谷川	荒川合流点前	⑫	吉田川	吉田万年橋下・石間川合流点
④	荒川	久那橋下	⑬	赤平川	番戸橋下・吉田川合流点後
⑤	浦山川	常盤橋下	⑭	長森川	中央橋下
⑥	押堀川	井戸尻橋下	⑮	篠葉沢	堀切205番地付近
⑦	滑沢	腰田堀・柿沢堀合流地点	⑯	赤平川	郷平橋下
⑧	横瀬川	大崩沢合流点後	⑰	荒川	赤平川合流点後
⑨	定峰川	萩川橋下			

表3④-4 平成30年度河川水調査結果

①中津川（荒川合流地点）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		7.8	7.8	7.6	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	0.5	0.6	1.5	0.87	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	12	9	13	11.4	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	49	1,300	7.8	452	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.52	0.8	0.91	0.74	-
全りん	mg/ℓ	0.017	0.008	<0.006	0.013	-
流量	m ³ /s	0.58	0.79	0.71	0.69	-

②荒川（大滝万年橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		7.9	7.8	7.6	7.8	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	0.6	1.6	0.90	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	11	9.6	14	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	33	1,400	7.8	480	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	14	0	7	-
全窒素	mg/ℓ	0.47	0.41	0.73	0.54	-
全りん	mg/ℓ	0.016	0.006	<0.006	0.009	-
流量	m ³ /s	1.29	1.57	1.18	1.35	-

③安谷川（荒川合流点前）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		7.6	7.5	7.5	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	0.5	2.0	1.0	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	11	9.4	15	11.8	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	79	2,200	17	765	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.55	1.0	0.37	0.64	-
全りん	mg/ℓ	0.031	0.021	0.011	0.021	-
流量	m ³ /s	0.29	0.86	0.22	0.46	-

④荒川（久那橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.1	9.1	7.7	8	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	1.1	1.9	1.17	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	12	10	15	12.3	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	49	1,100	4	384	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	9	0	4.5	-
全窒素	mg/ℓ	0.39	0.30	0.25	0.31	-
全りん	mg/ℓ	0.017	0.007	0.006	0.010	-
流量	m ³ /s	4.24	3.05	1.22	2.84	-

⑤浦山川（常盤橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		7.8	7.7	7.6	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	1.0	1.8	1.10	2以下
SS	mg/ℓ	<1	2.0	<1	1.3	25以下
DO	mg/ℓ	11	8.9	13.0	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	330	4,900	33	1,754	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.65	0.79	0.50	0.65	-
全りん	mg/ℓ	0.019	0.013	0.009	0.014	-
流量	m ³ /s	0.89	3.01	0.89	1.60	-

⑥押堀川（井戸尻橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		7.9	7.6	7.5	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	0.6	1.6	0.90	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	1.0	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	10.0	9.4	11	10.1	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	330	490	700	507	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	3.9	4.7	4.5	4.37	-
全りん	mg/ℓ	0.020	0.011	0.012	0.014	-
流量	m ³ /s	0.05	0.13	0.02	0.07	-

⑦滑沢（腰田堀・柿沢堀合流地点）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		9.8	8.0	7.7	8.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	0.7	0.8	2.2	1.23	2以下
SS	mg/ℓ	1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	12	8.2	13	11.1	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	280	70,000	33,000	34,427	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	1.5	3.5	1.5	2.17	-
全りん	mg/ℓ	0.072	0.043	0.023	0.046	-
流量	m ³ /s	0.04	0.03	0.03	0.03	-

⑧横瀬川（大崩沢合流点後）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.5	7.1	8.1	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	0.8	0.6	2.2	1.20	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	9.8	9	14	10.8	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	11,000	35,000	700	15,567	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	2.1	1.1	2.2	1.80	-
全りん	mg/ℓ	0.096	0.035	0.060	0.064	-
流量	m ³ /s	0.34	1.09	0.44	0.62	-

⑨定峰川（萩川橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		7.2	7.8	7.7	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	0.6	1.9	1.0	2以下
SS	mg/ℓ	2.0	<1	<1	1.3	25以下
DO	mg/ℓ	10	8.8	14	10.9	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	2,400	4,900	490	2,597	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	1.2	0.8	1.4	1.14	-
全りん	mg/ℓ	0.045	0.019	0.021	0.028	-
流量	m ³ /s	0.14	0.25	0.1	0.16	-

⑩横瀬川（下小川橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		7.7	8.6	8.6	8.3	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	0.7	0.9	2.5	1.37	2以下
SS	mg/ℓ	2	<1	<1	1.3	25以下
DO	mg/ℓ	11.0	9	15	11.7	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,300	13,000	330	4,877	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	2.1	1.3	2.2	1.87	-
全りん	mg/ℓ	0.1	0.038	0.06	0.065	-
流量	m ³ /s	0.62	1.75	0.63	1.00	-

⑪蒔田川（諏訪橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		9.3	8.5	8.4	8.7	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.0	1.3	2.4	1.57	2以下
SS	mg/ℓ	<1	3.0	<1	1.6	25以下
DO	mg/ℓ	13	8.3	16	12.4	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	4,600	33,000	11,000	16,200	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.5	0.79	1.7	0.99	-
全りん	mg/ℓ	0.11	0.15	0.140	0.133	-
流量	m ³ /s	0.05	0.07	0.05	0.06	-

⑫吉田川（吉田万年橋下・石間川合流点）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.1	8.0	7.8	8.0	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	0.6	1.8	0.97	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	10.0	10.0	14	11.3	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	460	13,000	70	4,510	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	1.10	1.2	1.4	1.23	-
全りん	mg/ℓ	0.053	0.029	0.025	0.036	-
流量	m ³ /s	0.24	0.81	0.26	0.44	-

⑬赤平川（番戸橋下・吉田川合流点後）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (AA類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.4	8.3	8.0	8.2	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	0.5	1.8	0.93	1以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	11	10	16	12.3	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,300	24,000	130	8,477	50以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	1.5	1.10	0.8	1.12	-
全りん	mg/ℓ	0.061	0.037	0.020	0.039	-
流量	m ³ /s	2.01	3.58	1.44	2.34	-

⑭長森川（中央橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.0	7.9	7.8	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.1	1.2	2.8	1.7	2以下
SS	mg/ℓ	5.0	6.0	1.0	4.0	25以下
DO	mg/ℓ	11.0	7.9	13	10.6	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	4,600	110,000	4,900	39,833	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.6	0.72	1.9	1.08	-
全りん	mg/ℓ	0.14	0.13	0.10	0.123	-
流量	m ³ /s	0.02	0.04	0.01	0.02	-

⑮篠葉沢（堀切205番地付近）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.9	8.5	8.0	8.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	0.7	1.2	2.3	1.4	2以下
SS	mg/ℓ	<1	3.0	<1	1.67	25以下
DO	mg/ℓ	14	10	16	13.3	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	2,400	24,000	49	8,816	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.5	0.72	1.8	1.00	-
全りん	mg/ℓ	0.33	0.32	0.07	0.24	-
流量	m ³ /s	0.03	0.02	0.01	0.02	-

⑩赤平川（郷平橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (AA類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.5	8.7	8.3	8.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	0.7	3.3	1.5	1以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	3.0	1.67	25以下
DO	mg/ℓ	11	10	16	12.3	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	220	4,900	27	1,716	50以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	30	5	18	-
全窒素	mg/ℓ	1.5	0.93	1.4	1.28	-
全りん	mg/ℓ	0.076	0.045	0.050	0.057	-
流量	m ³ /s	2.04	3.67	1.96	2.56	-

⑪荒川（赤平川合流点後）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		29.4.26	29.8.30	30.1.25		
pH		8.5	8.7	8.1	8.4	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	<0.5	1.0	1.9	1.13	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/ℓ	12	10	15	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	220	1,100	70	463	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	1.2	0.64	1.3	1.05	-
全りん	mg/ℓ	0.076	0.025	0.041	0.047	-
流量	m ³ /s	11.2	15.5	5.94	10.9	-

水質汚濁の代表的指標であるBODについては、滑沢、篠葉沢、長森川、蒔田川、赤平川などが比較的高い数値を示した。BODは、生活雑排水、し尿等の有機汚濁の流入により値が高くなることから、これらの影響を受けているものと考えられる。

また、大腸菌群数の年平均について主要河川である荒川・赤平川・横瀬川を見ると、3河川とも環境基準を超える結果となった。一般に、大腸菌群数が高くなる原因として、生活雑排水や管理不十分のため減菌不足となった浄化槽の影響等が考えられる。なお、大腸菌群数は動物の糞便由来以外に、土壤等自然界に由来するものも多く存在する。

pHについては、蒔田川が環境基準に適合せずアルカリ性に傾いたが、魚の浮上やへい死などといった水生生物の異常はなかった。これには2つの自然的原因が考えられ、1つ目は、秩父山系の石灰岩層に流下中の河川水が接触したことによりpHがアルカリ側に傾いた可能性があること、2つ目は水中の藻類（植物プランクトン）の炭酸同化作用により、pHがアルカリ化した可能性が考えられる。

表3④-5 平成29年度河川別水質（BOD）順位

順位	地点No.	河川名	採水場所	BOD平均 (mg/ℓ)	前年度BOD平均 (mg/ℓ)	前年度 順位
1	①	中津川	荒川合流地点	0.87	1.10	10
2	⑥	押堀川	井戸尻橋下	0.90	0.87	1
	②	荒川	大滝万年橋下	0.90	0.97	7
4	⑬	赤平川	番戸橋下・吉田川合流点後	0.93	0.87	1
5	⑫	吉田川	吉田万年橋下・石間川合流点	0.97	0.93	6
6	③	安谷川	荒川合流点前	1.00	1.10	3
	⑨	定峰川	萩川橋下	1.00	0.90	3
8	⑤	浦山川	常盤橋下	1.10	0.90	3
9	⑰	荒川	赤平川合流点後	1.13	1.13	11
10	④	荒川	久那橋下	1.17	0.97	8
11	⑧	横瀬川	大崩沢合流点後	1.20	1.30	12
12	⑦	滑沢	腰田堀・柿沢堀合流地点	1.23	1.80	16
13	⑩	横瀬川	下小川橋下	1.37	1.37	13
14	⑮	篠葉沢	堀切205番地付近	1.40	1.50	13
15	⑯	赤平川	郷平橋下	1.50	0.97	8
16	⑪	蒔田川	諏訪橋下	1.57	1.70	15
17	⑭	長森川	中央橋下	1.70	2.00	17

※上位の地点になるほど水質がよい。

図 3 ④ - 2 河川水質調査結果の概況

凡 例	
No.	地点番号
pH	水素イオン濃度
BOD	生物化学的酸素要求 (mg/L)
SS	浮遊物質質量 (mg/L)
DO	溶存酸素量 (mg/L)
E	大腸菌群数 (MPN/100mL)
T-N	全窒素 (mg/L)
T-P	全燐 (mg/L)
Q	流量 (m ³ /s)
BODL	BOD負荷量 (kg/日)
SSL	SS負荷量 (kg/日)
T-NL	全窒素負荷量 (kg/日)
T-PL	全燐負荷量 (kg/日)

※各数値は全て年間平均値を示す。

61

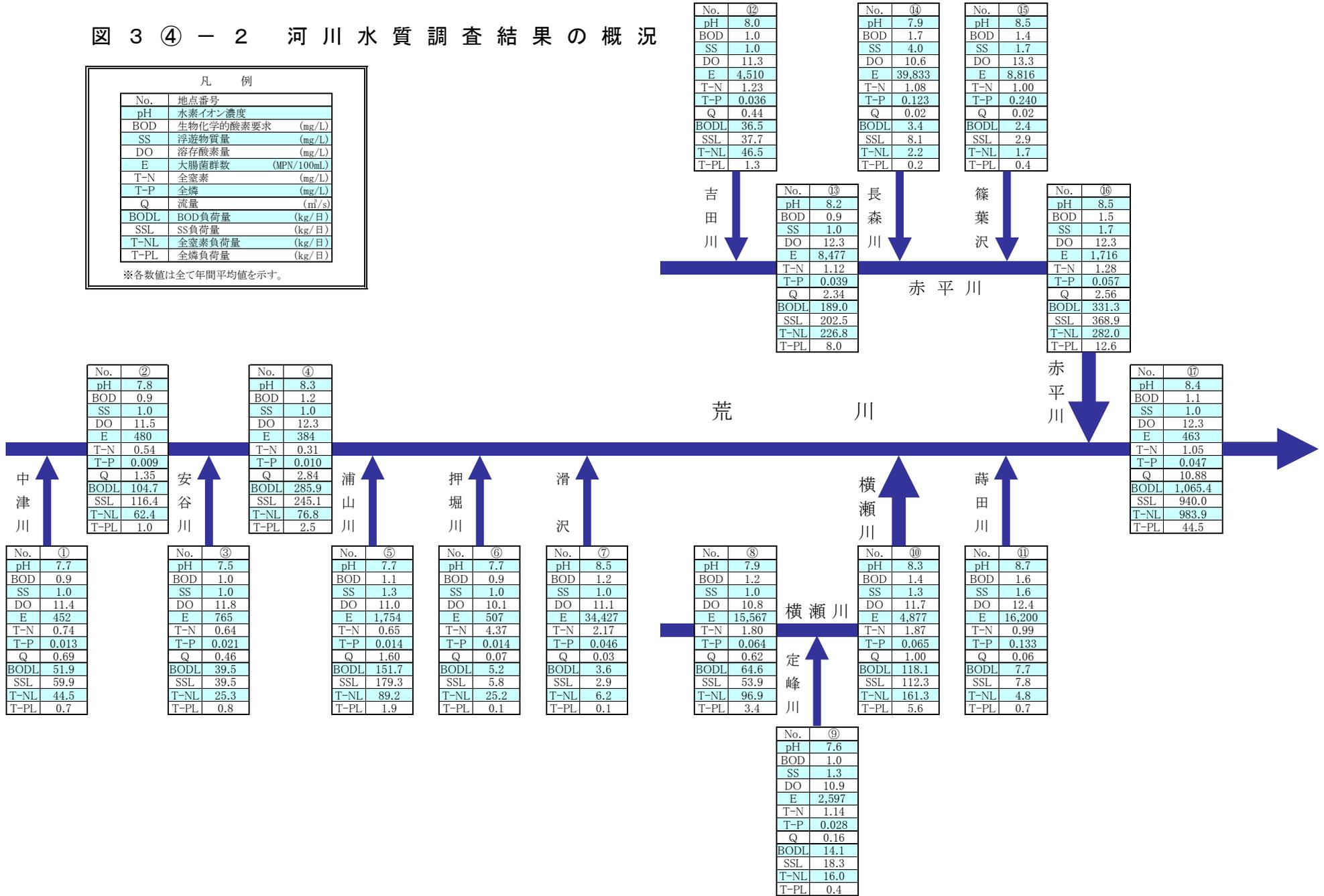


表3④-6 特定事業場年度別不適合率

内 訳 年 度	のべ立入件数	のべ不適合件数	のべ不適合率 (%)
25	7	0	0
26	7	1	14.3
27	7	0	0
28	7	0	0
29	7	0	0

※公共用水域の汚濁原因としては、生活系排水と工場、事業所からの産業系排水とに分けられる。この比率は生活系排水の占める割合が高いものの、工場、事業場の産業系排水の規制、指導も汚濁防止対策のひとつとして推進していかねばならない。平成29年度の不適合件数は0件で、すべての事業所において排水基準値に適合していた。また、排出基準不適合となる特定事業所には種々原因があると思われるため、今後も処理施設の維持管理の徹底を指導するとともに、管理体制の強化を図っていかねばならない。

表3④-7 主な検査項目及び排水基準

検 査 項 目	pH	BOD	SS	T-N	T-P	大腸菌群数
排 水 基 準 (日 間 平 均)	5.8~8.6	25	60 (50)	120	16	3,000



平成 30 年度版

秩父市の環境

編集・発行

秩父市環境部 環境立市推進課

原稿作成

秩父市環境部 環境立市推進課・生活衛生課・森づくり課